

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

組織・業務改善計画書

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

（平成19年10月）

目 次

[本編]

1 組織・業務改善計画策定の趣旨	4
(1) 検討の背景	4
(2) 総務委員会に対する課題検討の付託	4
(3) 課題検討の枠組み	4
2 組織の現状と課題	5
(1) 全史料協を取り巻く環境の変化(外部環境分析)	5
① 歴史資料保存(公文書館等)に係る現況と課題	5
② 歴史資料保存(公文書館等)に係る新たな流れ	5
(2) 全史料協の委員会業務の現状と課題(内部環境分析)	
—『委員会業務調査』等の結果から—	6
① 全史料協全体としての課題・問題点	6
ア 全般的課題	6
a 設置目的について	6
b 組織のあり方について	6
c 役員等について	6
d 業務全般について	7
e 運営について	7
イ 個別的課題	7
a 予算について	7
b 人員に関する調査結果	8
c 業務に関する調査結果	8
② 委員会を特定した課題・問題点	8
ア 総務委員会	8
イ 大会企画委員会	9
ウ 研修・研究委員会	9
エ 編集・出版委員会	9
オ 専門職問題委員会	9
カ 資料保存委員会	9
3 組織・業務改善の内容	10
(1) 組織・業務改善のフレーム	10
① 演繹的視点と帰納的視点	10
② 全史料協のあるべき姿	10
ア 全史料協会則の定める目的	10
イ 目的達成に向け、内外の環境変化に対応する新たな目標の設定	10
目標 1 公文書館等の運営の支援	
目標 2 公文書館等の設立の支援	
目標 3 公文書館等に関する情報・ノウハウ等の蓄積・活用体制の構築	

(2) 組織・業務改善の基本的考え方(基本となるコンセプト)	12
① 機動的組織体制の構築(重複した意思決定プロセスの単純化)	12
② 内務管理機能の一本化(会長事務局と総務委員会(事務局) が担っていた 内務管理機能の一本化)	12
③ 機能的組織体制の構築(機能別委員会の設置)	13
④ 役員等構成員の小規模化	13
⑤ 会長、委員長と事務局分離容認	13
⑥ 電子媒体活用による会議開催数の削減	13
⑦ 会費アップの回避(現行予算規模の維持)	13
⑧ 直接経費(役員会・委員会出席旅費) の全史料協負担の実現	13
(3) 新体制の中での役員会(会長事務局) 各委員会の役割	13
① 役員会(会長事務局)	13
ア 委員会事業の総合評価と個別チェックの例	13
イ 各委員会に対する支援・指示(総合内務管理機能の発揮)	14
ウ 国際交流の窓口	14
② 大会・研修委員会	14
③ 調査・研究委員会	14
④ 広報・広聴委員会	14
4 組織・業務改善の実現に向けて	16
(1) 組織・業務改善の時期	16
(2) 具体化へのスケジュール(図表 4 [具体化のスケジュール] 参照)	16
5 今後の課題	17
(1) 他のアーカイブ関係機関との事業領域調整(連携と差別化)	17
(2) 機関会員と個人会員とのコンフリクトの解消	17
(3) 行政文書と地域史料との取扱いの再整理	17
(4) 業務改善の仕組みの内包化(コンティンジェンシー組織体制の構築)	17

[資料編]

1 会則の状況	(2)
2 役員の状況	(6)
3 全史料協の組織関係の主な経緯	(11)
4 各都道府県の全史料協の役員就任状況	(12)
5 委員会業務調査票	(13)
6 委員会業務調査結果一覧(役員向け)	(16)
7 委員会業務調査結果一覧(委員会向け) 個別課題編	(19)
8 委員会業務調査結果一覧(委員会向け) 自由意見編	(22)
平成18・19年度 総務委員会名簿	(24)

1 組織・業務改善計画策定の趣旨

(1) 検討の背景

- 平成18年5月23日(火)に、岐阜県高山市において第1回役員会が開催された。この役員会において複数の役員から、役員を引き受けた場合の事務局の負担が予算的にも人力的にも過大となっており、その結果、新たに役員を引き受ける自治体がない、次期の役員を選出することができない、といった発言があった。

また、他の役員から、全史料協の予算の編成に関して、全史料協は収入よりも100万円ほど過大に支出しており、その不足分は繰越金で補っている。今の繰越金の残額を考えると、今後数年間のうちに歳入と歳出のバランスが崩れ、予算編成が困難となる、といった発言があった。

- こうした発言をきっかけとして、この役員会で、全史料協に横たわっていた課題・問題点を明確にし、その解決を図るべく検討に着手すべき方針が打ち出された。

すなわち、指摘のあった

- ・ 役員(事務局)の負担軽減
- ・ 財務構造問題の解消

の2点について、早急に解決を図っていくことが求められた。そして、この抜本的な解決に向けては、委員会業務を見直し、スリム化を図っていくことが不可欠であるとされた。

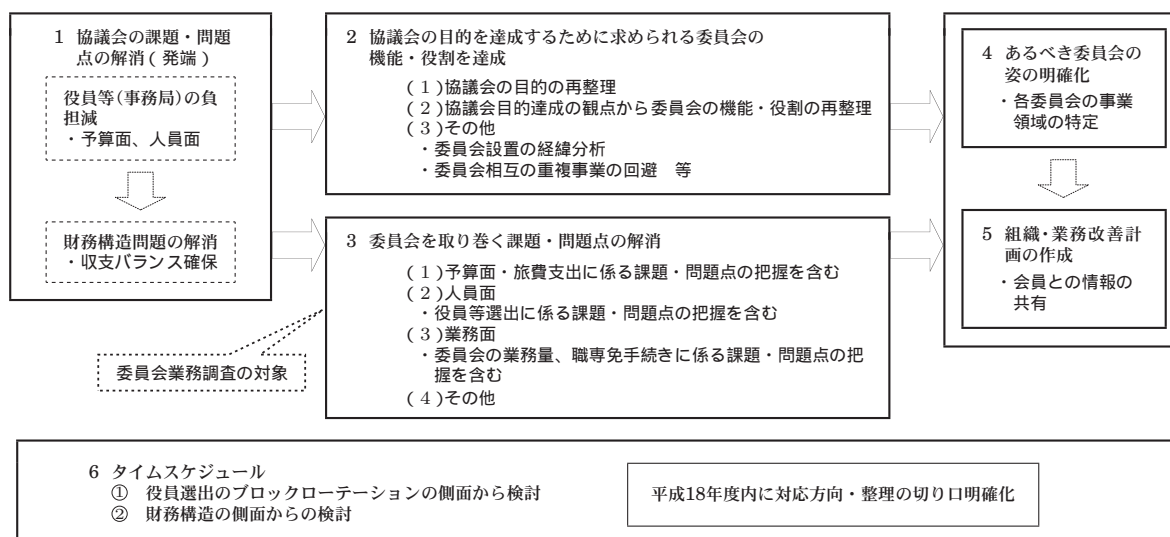
(2) 総務委員会に対する課題検討の付託

- 全史料協委員会設置要綱第3条別表において、総務委員会の業務として「力 他の委員会に属さない業務で、特に全史料協会長から付託を受けた課題検討に關すること」と規定している。上記の役員会での指摘を受けて、会長から総務委員会に対して、委員会業務の見直し、スリム化に向けた課題検討を行うべく付託が行われた。

(3) 課題検討の枠組み

- 総務委員会では、まず、全史料協に横たわる課題・問題点について、定量的、定性的に把握する必要があると考え、その明確化を図るため全役員と全委員会を対象として、「委員会業務調査」を実施することとした。
- また、単に現行の課題・問題点を解決するだけでなく、全史料協の将来を見据えて、会の目的を改めて認識し直し、その達成に向けてどう改善を図っていくかといった視点も欠かさず検討すべきと考えた。
- こうした考え方をベースとして、図表1[委員会業務スリム化に向けた見直し]のとおり、課題検討の枠組みを設定し、検討に着手した。
- なお、この図表1の「5 組織・業務改善計画の作成」部分が本計画書である。

図表1 [委員会業務スリム化に向けた見直し]



2 組織の現状と課題

(1) 全史料協を取り巻く環境の変化(外部環境分析)

① 歴史資料保存(公文書館等)に係る現況と課題

- 昭和51年に全史料協が設立された以降、昭和62年の公文書館法の制定もあいまって、全史料協の目標として掲げる全国における公文書館等^{注)}の設置も着実に進んでいる。昭和49年、全国における公文書館の設置は6件であったが、平成18年には48件となり着実に増加している。また、その内容も、都道府県だけでなく市町村レベルでの設置も進んでいる(図表2[公文書の設置の推移]参照)

しかし、公文書館の設置をみない自治体も多数存在し、とりわけ、市町村レベルでは、いまだ未設置の団体も多い。平成18年において都道府県レベルでは64%が設置されている一方で、市町村レベルでは1%のみの設置となっており、とりわけ市町村レベルでの設置の遅れが顕著となっている。昨今の市町村合併の動きの中であって、公文書等の散逸、安易な破棄も懸念されており、市町村レベルにおける公文書館の設置促進が喫緊の課題となっている。

図表2 [公文書館の設置の推移]

設置主体	昭和49年	平成18年 (A)	自治体数 (B)	現在の 設置割合 (A/B%)
都道府県	5	30	47	64%
市町村	1	18	2,217	1%
総計	6	48		

市町村数は「第五十六回日本統計年鑑」より

- 一方、既存の公文書館等をみると、管理・運営上の変化も見られる。平成15年9月の改正地方自治法の施行により指定管理者制度が導入され、一部の公文書館等で本制度の導入が進んでいる。また、近年の自治体の未曾有の財政危機状況の中で、公文書館等の運営等にかかる予算規模の縮小、人員削減が図られ、厳しい管理運営を迫られている状況となっている。

なお、こうした自治体の財政状況が、新規の箱物としての公文書館等の設置そのものを困難とさせている状況がうかがえる。

- 他方、平成13年4月に、行政文書の開示請求や情報公開等を規定する情報公開法が施行され、また、自治体も関連する条例等の規定の整備を進めた。本法等で情報公開の対象となった行政文書の取扱いと公文書

館等が保有する公文書等との取扱いについて、とりわけ、現用文書から非現用文書へとどう移行させていくかといった、情報公開制度と公文書等の利用制度との整合性の確保が求められている。

- 国の動きも活発化している。平成15年12月に内閣官房長官のもとに、国の機関が作成、取得した公文書等を体系的に保存し、利用に供するための制度を整備することを課題に掲げ、わが国におけるふさわしい公文書等の管理、保存及び利用に係る制度のあり方を検討する「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(以下、「懇談会」という。)が設置された。以降、懇談会での検討が進み、平成16年に「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について - 未来に残す歴史的文書・アーカイブズの充実に向けて - 」が、また、平成18年に「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する報告」及び「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方に関する報告」がそれぞれ取りまとめられ、内閣官房長官に提出されたところである。

なお、これら懇談会報告の具体化につながる「公文書管理法研究会」が設置され、公文書管理法(仮称)制定に向けた論点整理が進められている。

② 歴史資料保存(公文書館等)に係る新たな流れ

- 上記の内閣府懇談会からの報告においても指摘のあった、保存すべき文書そのものについての質的な変化が見られる。作成段階における公文書等は、かつては「紙」を媒体としていた。しかし、昨今の自治体における情報化の推進や、電子政府構築の動きの中で、その媒体を「電子」へと変化させている。すなわち、「電子公文書」の出現である。また、一方で、従来、行政刊行物として印刷して外部に提供してきた資料等について、「紙(印刷)」によらず、PDF化しネット上での閲覧のみを行っているケースやMO化やCD化による提供といったケースも散見される。この点、電子媒体による公文書等の管理・移管・保存のあり方を整理することが喫緊の課題となっている。

注) この計画書では、「公文書館を始めとする全ての歴史資料保存利用機関」の意味で「公文書館等」という語を用いる。

(2) 全史料協の委員会業務の現状と課題 (内部環境分析) —『委員会業務調査』等の結果から—

- 以上の外部環境の変化とともに、全史料協内部においても環境変化がみられる。これらを明らかにするために、平成18年9月、全史料協全役員と全委員会を対象に委員会業務調査(資料編「5 委員会業務調査票」参照)を行った。これら調査の結果等から、全史料協の課題・問題点を以下のとおり整理した(資料編「6 委員会業務調査結果一覧 役員向け」)、「7 委員会業務調査結果一覧 委員会向け」(個別課題編)、「8 委員会業務調査結果一覧 委員会向け 自由意見編」参照)。

① 全史料協全体としての課題・問題点

ア 全般的課題

a 設置目的について

- 今回の調査等で全史料協の課題・問題点として、はじめに全史料協の設置目的に関して、「設立から30年以上経過し、協議会の目的があいまいとなってきた」とする意見や「可能な限り現在の組織(目的と構成)を引き継いでいくことが有意義」といった意見があった。また、目的に関連して「全史料協は公的連絡協議組織として設立されていることから、再度、その位置づけを認識しなおすことが必要」といった意見や、「国立公文書館や国文学研究資料館といった目的類似の他の機関との役割分担や差別化、連携方策などを検討すべき」、あるいは「国立公文書館主催の「全国公文書館長会議」との棲み分け(役割分担)や補完・協力関係を具体的に検討すべき」といった全史料協の事業領域を見直すべきとの意見もあった。

さらに、「全史料協の目的として、『全国に文書館を拡充』『文書館に働く人を育成』『文書館の機能の確立(例えば、組織体文書の引継権限の強化)』の3点を明確に打ち出すべき」といった提言や「目的を共有化するために全史料協35年史(または40年史)を編集すべき」といった提言があった。

総じて、設置目的に関しては、全史料協の目的に関する共通認識が薄れているものの、現行の目的は継続すべきとする意見が多く、また、そこでは、目的そのものをあらためて再認識し、会員内で共有化を図るべきといった考えが共通していた。ただし、全史料協の事業領域に関しては、外部関係機関との差別化、連携などを図りつつ見直しをかけていくべきとの考えもあった。

b 組織のあり方について

- 続いて、組織のあり方に関して、「役員会と委員会の関係が、組織上機能的に位置づけられていない。委員会内部の検討事項や意見が役員会の場で審議されておらず、組織上の運営課題を検討する場がない」といった意見やあわせて「役員会における話し合いの内容が、会員に十分に伝わらない。」といった役員会のあり方に関して問題提起する意見があった。

一方で、「役員会を総会に次ぐ議決機関とし、他の委員会は執行機関として位置づけ、役割と権限を明確にしていく必要がある」といった意見や「個別課題を持った委員会が、活動の方向性を役員会や総会の場で意見を求め、活動内容を会の共有課題とするよう調整すべきである」といった意見があった。

また、「常設の委員会と臨時の委員会を設けるべき」といった意見や「役員会や委員会の事務局を外部化(外注)すべき」といった意見もあった。

さらに、「役員会、委員会は機能別に整理し設置すべきであり、内務管理機能を一本化した上で、事業部門については大会・研修機能、調査・研究機能、広報・広聴機能の3つの機能を具体化する委員会を設置すべき」といった提言があったほか、「電子記録を扱う委員会を新設すべき」や「委員会活動が現状に即しているかどうか、何時まで存続を要するか」といった委員会を評価する機関が必要といった提言もあった。また、「個人会員の意見を役員会や各委員会に反映できる仕組みを構築すべきである」といった意見もあった。

そのほか、「全史料協そのものを社団法人化する」との提案もあった。

総じて、組織のあり方に関しては、今回の見直しの発端となった分野でもあり、そもそもスリム化の方向性が打ち出されている中で、一部委員会新設の提言があったものの、組織(数)を縮小すべきといった意見は共通していた。

c 役員等について

- 続いて、役員等(委員会の委員も含む)に関して、「役員等は会員の声をよく聴くべき」といった意見があったほか、「役員(会)が全史料協の目指すべきものを日々考え、協議していくべき」といった意見があった。

また、「役員等を公募により決定すべきである」といった意見や「役員等を引き受けた場合でも、事務局

は別途他団体等へ置くことも認めていくべき」といった意見もあった。

そのほか、「委員の委嘱の方法が不透明であり、改善すべき」といった意見や「役員の選出に関して、特に個人会員の選出基準が不透明である」といった意見があった。

なお、役員等に関連して「会議の開催について、メール等で済むものはそれで処理し、会議の開催数を減らすべき」といった意見がかなりあった。

総じて、役員等に関しては、その絶対数を削減すべきとする意見と役員会、委員会の開催数を減らすべきとする意見が非常に多かった。また、現行の役員等の選出ローテーションについては、ほとんどの回答が継続すべきであるとしていた。ただし、対象範囲を市町村レベルの公文書館等まで拡大すべきといった意見が多く付随していた。

d 業務全般について

- 全史料協の業務全般に関して（個別委員会を特定した意見や個別業務に関する意見は除く）「会長事務局及び6つの委員会において、業務内容に重複がみられることから、スリム化を図るならば、それを回避することからはじめるべき」といった意見や、同様に「（研修・研究委員会だけでなく）各委員会でそれぞれ研究や研修を行っているといった状況があるので、こうした事業を統合すべきである」といった意見があった。

また、「県立文書館より規模の小さい機関会員が役職を担当できる程度まで事業・事務の規模を縮小させるべき」といった意見もあった。

さらに、「会員ニーズの少ない調査・研究や研修会、講演会を縮小すべき」といった意見もあった。

総じて、業務の内容に関しても、組織に関してと同様にスリム化を積極的に進めるべきとする意見が共通していた。

e 運営について

- 全史料協の運営上の課題・問題点として、「全史料の定義づけが会員間でまちまち、歴史的な書物全体を指しているのか、行政文書に限ったものなのか十分な議論がないままにきている。この点で、国立公文書館や国文学研究資料館との事業との差別化を困難とさせている」といった意見があった。

また、平成18年度全史料協総会の席上で、会員からの発言にもあったとおり、「本来、全史料協は会員相互の交流を目的の一つとして掲げている一方で、個人情報保護の観点から、会員氏名等を公開できず相互交流の妨げとなっている」といった意見もあった。

さらに、「公文書館等の設立を目指すならば、最も進んでいない市町村を取り込んでいく必要があると思われるが、未設置市町村について設立の意向があったとしても、全史料協のどこから情報やノウハウを提供してもらえるか分からない状況となっている」といった意見があり、「全史料協として公文書館等の設立を目指すならば、未設置団体に対する相談の窓口を設置してはどうか」という提案もあった。

そのほか、「現行の各委員会がどういった検討を行い、どういった活動を行っているかについて、会誌等から情報を得ることができるのみで、しかも一方的となっている。特に個人会員は、こうした活動などに意見があっても発言できない」といった意見や「活動をめぐり、「機関会員」と「個人会員」との間にさまざまなギャップが生じている。これをうまく埋め、効果的な連携を如何に図るかが重要な課題となってきた」といった意見もあり、機関会員と個人会員との様々なギャップの存在が指摘されていた。

イ 個別的課題

- 委員会業務調査では、予算面、人員面、業務面の個別課題ごとの課題・問題点を明らかにするための設問を行った。その結果を以下のとおり整理した。

a 予算について

（予算に関する設問の主な回答）

- 予算面では旅費支出の質問を設定した。委員等が全史料協用務で出張した際、旅費を委員会経費で負担しているかどうかについては、国際会議出席等特殊な用務を除き、6つの委員会の内、半数の3つの委員会で負担している実態が明らかになった。負担している委員会の支出の主な内容は、委員長の役員会出席、委員の委員会出席、事務局職員の大会、委員会出席などとなっている。なお、負担していない委員会については、所属機関や委員個人が旅費の支出を行っていることが明らかになった。

総じて、旅費支出に関しては全史料協全体として統一のルールがないことから、運用にばらつきがあることが明確となった。

（予算に関する主な自由意見）

- 予算に関する主な自由意見としては、設問した旅費に関しては、特に委員会経費で旅費を支出していない委員会から、「全史料協用務で出張するのであるから、原則、全史料協で旅費を負担すべきである。ただし、予算の制約もあり、極力会議の開催数を減らすべき」という意見や「委員及び役員の旅費についてはできる

限り予算化をしてもらいたい」といった意見があり、また、一部役員から、「刊行物の削減を図る一方で、会議等出席に係る旅費については全史料協で負担すべき」や「会議開催数を大幅に減らした上で旅費は協議会負担とすべき」という意見があった。

総じて、役員会、委員会の出席旅費については、全史料協が負担すべきであるとする意見が共通していた。

- 予算に関するその他の意見としては、「都道府県と市町村の機関会員の会費を変更すべき（市町村が高額すぎる）」という意見があったほか、予算編成に関連して、「委員会ごとに支出限度額を設定するいわゆるキャップ予算制を導入すべき」といった意見や、「特に組織・業務見直しの初年度は、ゼロベース予算編成を行うべき」といった意見があった。

b 人員に関する調査結果

（人員に関する設問の主な回答）

- 人員面では役員等の選出に関してブロックごとのローテーションに係る質問を設定した。6つの委員会のうち5つの委員会がローテーションについて賛成の意向を示した。ただし、役員数の削減や選出対象の拡大、また、2期連続の選出を避けるべきなどといった意見が付随していた。一方、1つの委員会が反対の意向を示しているが、その論拠として掲げられているものの多くが賛成委員会の意見と一致していた。

総じて、ブロックローテーションは、役員数の削減、選出者の対象範囲の拡大（市町村館等の対象化）などの条件付で、継続すべきであるとする意見であった。

（人員に関する主な自由意見）

- 人員に関する主な自由意見としては、役員改選に伴う委員の委嘱に関して「新任・留任を問わず候補者の確保に苦労している。職員の研修ともなるので、機関会員がもっと積極的に委員を出すなど、確実かつ機能的な方法や申し合わせを望む」といったものがあった。

c 業務に関する調査結果

（業務に関する設問の主な回答）

- 業務面では全史料協に係る業務量に関する設問と、職務専念義務の免除手続きに関する設問をおいた。
- はじめに、業務量については、正規職員、嘱託職員、アルバイト職員の従事の現状とその定量的な把握を行った。正規職員については、全委員会での従事がみられ、総業務量は4,762人・時/年（基準自治体の単価を乗じた場合の人件費は19,390千円）といった結果が明らかになった。また、同様に嘱託職員については2つの委員会での従事がみられ、総業務量は577人・時

／年（同812千円）といった結果となった。なお、アルバイト職員の従事については、どの委員会も実績はなかった。

人件費については全史料協が負担していないことから、全史料協用務のために所属機関や個人が、総額として年間約2千万円程度の持ち出しの負担をしているという実態が明らかになった。

- 一方、職務専念義務の免除については、海外での大会参加用務や一部委員会で手続きを行っているほかは、すべて手続きを行っていないといった結果が明らかになった。手続きを行わない理由については、全史料協の用務そのものを公務としてみなしているとの回答がほとんどを占めた。
- 大多数が全史料協用務を「公務」と見なしており、また、一部においては職務との関連により職務専念義務の免除を受けている。この点で、人件費については、現状のまま所属機関が負担していくことに合理性があるものと判断できる。

（業務に関する主な自由意見）

- 業務に関する主な自由意見としては、「全史料協は、全国の関連組織・関係者との重要な情報交換の場であり、今後も公文書館のさらなる広がり、公文書館業務研究の充実にはさらに重要性を増す団体である。これまでどおり機関会員は（全史料協の）業務に当たる以外はない」といったものがあった。

② 委員会を特定した課題・問題点

- 委員会業務調査の回答等で、委員会を特定した課題・問題点の指摘もあり、それを以下のとおり整理した。

ア 総務委員会

- 総務委員会を特定した主な意見としては、「総務委員会は、他の委員会とは同等ではなく、各委員会をサポートする機関として位置づけるべき」といった意見や「総務委員会を他の委員会の一つとして縦割りの位置とせず、会長事務局・役員会を補佐し、各委員会を横断する全史料協全体の企画・運営の原案を担当するようにすべき。機動力と問題関心のある若い人材を起用し、派遣や旅費に十分配慮する」との意見があり、総務委員会は他の委員会と同列とすべきではないとする考え方が共通していた。

また、「全史料協の内務管理機能は会長事務局と総務委員会が重複して担っており、業務のスリム化に向けてはそれを回避する必要がある。会長事務局のス

スタッフ機能を強化、充実させるべきである点を考慮すると総務委員会と会長事務局とを一本化させることが望まれる」といった意見や「総務委員会は役員会の機能強化により廃止が可能」との意見もあった。

- なお、総務委員会は、国際交流部門も担っているが、「総務委員会は内務管理を中心とする機関であったとしても、国際交流事業は全史料協全体として取り組んでいくべきものであり、引き続き総務委員会が担うべきである」といった意見があった一方で、「当会には、常態的に国際活動を行う力がない。自治体レベルの協議会で参加すべきか整理が必要」といった意見もあった。
- 総じて、総務委員会は他の委員会とは別機関として位置づけ、また、その機能としては、会長をサポートしていくことが期待されているとうかがえる。なお、この点、総務委員会を会長事務局に内包化することによって、会長を直接的にサポートすることが可能であり、また、内務管理部門において事業重複を回避できる点からも有効であると思われる。

イ 大会企画委員会

- 大会企画委員会を特定した主な意見としては、「大会企画委員会と研修・研究委員会の研修部門を合体し、大会研修委員会に再編する」といった意見があった。
- また、大会の内容・手法について「個人会員による提案型・参加型の大会発表を重視していくべき」とする意見や「大会テーマと同時期に開催される研修のテーマとが一体となっていない」とする意見があった。
- これら意見を勘案しつつ、また、平成17年度、18年度の各総会において、「研修会＋総会＋大会の一括開催方式」による実施が議決、承認された点を考慮すると、大会と研修とを一体的に担う組織運営が有効と思われる。

ウ 研修・研究委員会

- 研修・研究委員会を特定した主な意見としては、「大会企画委員会と別途にこの委員会が存在しなければいけない理由が不明確である」とする意見や「専門職問題委員会と資料保存委員会を研修・研究委員会の研究会事業として、同委員会に組み入れるべきである」といった意見があった。

また、研究事業の手法に関して、「事務局中心で行うのではなく、研究を行う団体・個人に研究助成を行うかどうか」といった意見があった。

そのほか、研修のテーマに関して、「指定管理者制

度などの研修を行う必要がある」との意見があった。

- 総じて、研究機能に特化する方向での意見が強く、こうした観点からの組織運営が有効と思われる。

エ 編集・出版委員会

- 編集・出版委員会を特定した主な意見としては、「情報周知の根幹の役割を果たす会報、会誌については、定期的な発行を行うべき」とする意見や「刊行物の数を減らし、経費を削減すべき」とする意見が多くあった。

また、「編集・出版委員会と、資料保存委員会の普及啓発部門を併せて、資料保存・普及委員会に再編する」といった意見もあった。

- 総じて、会員への情報提供や情報交換の媒体となる会報等の重要性を指摘しつつも、会報等の冊子の発行回数を減らして業務のスリム化や経費の削減を図っていくべきとする意見が多かった。また、組織再編に当たっては、普及啓発に重点をシフトしていくべきとの共通の考えがみられ、こうした観点からの組織運営が有効と思われる。

オ 専門職問題委員会

- 専門職問題委員会を特定した主な意見としては、「委員会の開催状況に偏りがあり、抜本的に見直す必要がある」とする意見があり、また、「専門職問題委員会、資料保存委員会は、活動期間を定め、報告や提言をもって休止」とするといった意見もあった。

さらに、「専門職問題委員会を廃止して所掌業務を、研修・研究委員会の研究部門、及び資料保存委員会の調査研究部門と併せて、調査研究委員会に再編する」といった意見もあった。

- 総じて、専門職問題委員会は、そのあり方を含めて組織の抜本的見直しが求められている状況にあるといえる。

カ 資料保存委員会

- 資料保存委員会を特定した主な意見としては、「毎年実施しているセミナーや研修会を全史料協全体の事業として位置づける」といった意見や、専門職問題委員会の部分でも記載したとおり「専門職問題委員会、資料保存委員会は、活動期間を定め、報告や提言をもって休止」とするといった意見があった。

- 総じて、資料保存委員会は、専門職問題委員会と同様に、そのあり方を含めて組織の抜本的見直しが求められている状況にあるといえる。

3 組織・業務改善の内容

(1) 組織・業務改善のフレーム

① 演繹的視点と帰納的視点

- 全史料協の組織・業務改善に向けては、今回の議論の発端となった現行に横たわっている課題・問題点を解決する、いわば帰納的な視点のみならず、そもそも全史料協は何を目指し、達成しようとしているか、いわば目的を明確化し再認識した上で、その実現に向け現行の体制や取組みをどう改善していくかといった、いわば演繹的な視点の両面から検討していくことが有効である。この点、「1 組織・業務改善計画策定の趣旨」「(3) 課題検討の枠組み」で示した図表1[委員会業務のスリム化に向けた見直し]のとおりである。
- 前項の「2 組織の現状と課題」においては、帰納的視点を明確化するために、全史料協を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、本協議会の課題・問題点を整理した。本項においては、もう一方の演繹的視点を明確化するために、以下のとおり、あらためて全史料協の目的、目標を整理した。

② 全史料協のあるべき姿

ア 全史料協会則の定める目的

- 全史料協会則第2条で、本会の設置目的を「会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする」と規定している。組織の原点に立ち返り、会則に定める目的を達成していくことが必要である。
- この点、組織、業務の見直しに当たっては、この目的の達成性の観点から構築していくことが不可欠である。

イ 目的達成に向け、内外の環境変化に対応する新たな目標の設定

- 上記の目的を達成するためには、その手段ともいえる個別の目標を定めていく必要がある。
- 歴史的にみて全史料協は、歴史資料の保存、活用の必要性を内外にアピールしていくことを活動の軸としていた時期と、その後の、とりわけ公文書館法を成立させることを軸としていた時期。そして、公文書館法成立後は、全国の都道府県に対して公文書館等の設立

の必要性をアピールしていくことや既に設置された公文書館等の適切な運営に向けたノウハウの提供、人材の育成などを活動の軸としていた時期があると整理できる。

それぞれの時期において、目的の達成に向けて、活動の軸を修正し、個別の目標を掲げながら、事業に取り組んできた。

今後は、どういった目標を掲げ活動していくべきかについては、これまで整理分析を行ってきた全史料協を取り巻く環境の変化や委員会業務調査等で明らかになった全史料協への期待等なども踏まえて、大きく以下の3点を掲げることを提案する。

目標1 公文書館等の運営の支援

目標2 公文書館等の設立の支援

目標3 公文書館等に関する情報・ノウハウ等の蓄積・活用体制の構築

- こうした3つの目標のそれぞれ【基本となる考え方】と【具体的取組内容の例】を以下のとおり、整理していく。

目標1 公文書館等の運営の支援

既に設置されている公文書館等に対して、歴史資料の保存、活用に向けたノウハウ・情報の提供、管理運営ノウハウ・情報の提供、人材の育成を図る。

【基本的考え方】

- 目的に掲げる歴史資料の保存と活用の推進に向けては、全史料協の機関会員である公文書館等を有効に機能させていくことが最も合理的であり、かつ、会員のニーズにもマッチしていることはいうまでもない。
こうした、いわば当たり前の事項を、全史料協として、あらためて着実に取り組んでいくことが重要である。
- 電子政府化の動きなど「文書」の媒体の移行や文書のライフサイクル管理の要請など、公文書館等の取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、歴史資料の保存、活用に向けた新たなノウハウ・情報の提供、共有化とともに、公文書館等の新しい管理運営手法のノウハウ・情報の提供、共有化、さらには、こうした取組みを支える人材の育成などに積極的に取り組んでいく。

【具体的取組内容の例】

- 最新で有効な歴史資料の保存・活用ノウハウや公文書館等の運営ノウハウなどに関する大会テーマ、研修テーマ、研究テーマを設定していく。
また、これらの活動の際に、国や関係機関などとの積極的な連携を図っていくことに留意する。
- こうしたテーマを掲げ実施した大会・研修・研究の結果について、全史料協の会報やHP（ホームページ）等を活用することで全会員に対してフィードバックする仕組みを構築する。またその際に、会員から情報、ノウハウ等が提供されるよう双方向のシステムづくりに留意しつつ、SNS（ソーシャルネットワークシステム）の構築を目指していく。
- ICAへの参画など国際交流活動を通じて、歴史資料の保存、活用に関する世界的な高度な情報・ノウハウ等を吸収し、全史料協の大会、研修、研究活動にフィードバックさせる仕組みを構築する。

目標2 公文書館等の設立の支援

公文書館等の未設置の自治体に対して、歴史資料の保存、活用の必要性の理解を促すとともに、設立ノウハウ・情報の提供を行う。

【基本的考え方】

- 全史料協は、公文書館法制定後においては、公文書館等が設置されていない自治体に対して、その設立を促してきた。しかし、近年の自治体における未曾有の財政危機状況から「箱物凍結」の流れの中でその整備は遅々として進んでいない。とりわけ市町村レベルでの設置の遅れが目立っている。この点、公文書館等の設置に関して、必ずしも「箱物」を必要としている訳ではなく、仕組みが重要であることの理解が十分でないことがその大きな背景にあるものと思われる。
- そこで、公文書館等の未設置自治体に対して、歴史資料の保存、活用の必要性の理解を促すとともに、こうした「箱物」を必要としない公文書館等といった設立、運営ノウハウ等を提供しながら、「館」の整備を促していくこととする。

【具体的取組内容の例】

- 全史料協が主催する大会や、研修、研究事業は、いうまでもなく全史料協の会員を対象に実施している。一方、この「目標2」の取組みの対象は、公文書館等の未設置自治体であり、全史料協の非会員である。
- こうした前提で、全史料協の会員、非会員を問わず全国の公文書館等の未設置自治体に対して、公文書館等の必要性をアピールするほか、「箱物」の整備を伴わない安価な公文書館等の設置方法、運営方策などを研究し、その結果を取りまとめ、当該未設置自治体に対して情報、ノウハウの提供を行うこととする。
なお、一方的な情報等の提供だけでなく、全史料協として公文書館等の設置相談の窓口を設定し（期間限定）未設置自治体の現状にあわせてきめ細やかな支援体制を構築していく。

目標 3 公文書館等に関する情報・ノウハウ等の蓄積・活用体制の構築

公文書館等の関係者である個人会員と公文書館等の機関会員との連携を強化し、その結果で生じた公文書館等に関する情報・ノウハウ等を蓄積し、活用体制を構築させながら「目標 1」・「目標 2」の実現化を促進させる。

【基本的考え方】

- 全史料協の約470会員の2/3以上は個人会員及び準会員である。会則第4条での規定のとおり、個人会員とは「現在歴史資料保存機関又はこれに準ずる機関に勤務する者、若しくは過去に勤務して業務経験をもつ者のうち、この会の目的に賛同して入会してきた者をいい」、また準会員とは、「この会の目的に賛同して入会してきたものをいう」である。個人会員、準会員の多くは、公文書館等の運営や歴史資料の保存活用業務に過去又は現在何らかの形で携わっている職員等が個人の立場で加入しており、この点で全史料協の目的である歴史資料の保存、活用に係る情報・ノウハウを保持した方々である。

こうした情報・ノウハウは、前述の「目標 1」、「目標 2」の実現化に有効である。そのために個人会員と機関会

員との連携を強化し、それら情報・ノウハウを蓄積させ、活用の体制を構築する。

- 一方、個人会員のうち、現在公文書館等に所属していない方もいるが、今後、再度、公文書館等に所属をもどしたり、復帰するケースも考えられる。その際、当該個人会員が即実践力を発揮できるように歴史資料の保存、活用、公文書館等の運営手法など最新の情報・ノウハウを継続的に保持、キープさせていくことも、「目標 1」、「目標 2」の実現化に有効である。

【具体的取組内容の例】

- 既に取組み実績もある大会や研修会に個人会員の発表の機会を設け、個人会員が保持する情報、ノウハウ等を提供してもらうことが、最も簡便で有効な手法であり、今後とも継続的に実施していく。
- 一方、こうした発表の機会は限定的である点を考慮しつつ、より拡大していく観点から、全史料協の会員をベースとするSNS（ソーシャルネットワークサービス）の構築を検討し、必要に応じてネット内に「歴史資料の保存・活用」や「公文書館等の運営」といったテーマごとの「コミュニティ」を構築し、即時性を持って、一般会員、機関会員を問わず全ての会員から関連情報・ノウハウの相互交換を行うこととする。

（2）組織・業務改善の基本的考え方（基本となるコンセプト）

- 全史料協の設置目的を具体化する3つの目標を実現し、また、現行に横たわっている全史料協の課題・問題点を明らかにするために、現行の組織体制の改変や業務の改善を図っていく。
- 全史料協の新しい組織体制については、以下の基本となるコンセプトをもとに、整理していく。

① 機動的組織体制の構築（重複した意思決定プロセスの単純化）

- 現行の内務管理に関する意思決定のプロセスをみると、総務委員会で検討、決定した事項を、再度、役員会で同様に検討し、決定の作業を行っている。すなわち、二重の意思決定のプロセスを踏んでおり、このことは時間的にも労力的にも無駄が多く、合理性が低いといわざるを得ない。

よって、重複していた総務委員会の意思決定プロセスを除外することとし、機動的な組織体制を構築する。

なお、総務委員会が行っていた役員会への提案機能は、会長事務局に包含させることとし、必要とされなくなった総務委員会は廃止する。ただし、組織体制の变革、制度移行を円滑に行うために、会長、役員会の支援組織の臨時的立ち上げを検討することとし、一方で、会長事務局の負担軽減の観点から副会長事務局の主體的関与についても検討する。

② 内務管理機能の一本化（会長事務局と総務委員会（事務局）が担っていた内務管理機能の一本化）

- ①のとおり役員会と総務委員会との意思決定の一本化にあわせて、現行で全史料協の内務管理機能を担っている会長事務局と総務委員会（事務局）を包含させ、会長事務局に一本化させる。

その際、会長事務局のスタッフ機能の充実に留意する。

- なお、組織・業務改善の実施により、現状と比較して委員会数の削減や各委員会の業務量は縮小し、役員

会の開催数も圧縮されることから、内務管理機能を特化し会長事務局に一本化しても同事務局の業務負担は過大とはならず、逆に効率的な動きが可能となる。

③ 機能的組織体制の構築（機能別委員会の設置）

- 内務管理機能以外の業務機能として、全史料協は大会研修機能、調査研究機能、広報広聴機能の3機能を有している。これらの機能に特化して業務を実施する委員会を設置する。
- 大会研修機能を担う「大会・研修委員会」、調査研究機能を担う「調査・研究委員会」、広報広聴機能を担う「広報・広聴委員会」を設置し、役員会をトップとし、その執行組織である3委員会の体制とする。

④ 役員等構成員の小規模化

- 現行の役員会の構成員数を大幅に削減することとし、正副会長（東西ブロックで互選、個人会員副会長1名をこれに加える）、3委員長、2地域部会長、個人会員2名、監事1名を基本とする。
ただし、役員会の機動的かつ適正な運営の観点から構成員数の若干の増減は認めることとする。
- 現行の委員会の構成員数を大幅に削減することとし、正副委員長（東西ブロックで互選）、東西ブロック各1名、個人会員1名を基本とする。
ただし、各委員会の機動的かつ適正な運営の観点から構成員数の若干の増減は認めることとする。

⑤ 会長、委員長と事務局分離容認

- 現行では、委員長などの役員を担った場合、その役

員の所属機関が事務局を引き受けている。こうした原則を改め、委員長を引き受けた場合、当該委員会の事務局を必ずしも引き受ける必要はないこととし、委員長などと事務局機能との分離を容認していく（個人会員が委員長となることも可能）

⑥ 電子媒体活用による会議開催数の削減

- 役員会及び委員会は、年1回の開催を原則とする。
- 役員間、委員間の連絡調整は、電子媒体を活用する。
- 広報広聴委員会に開設の全史料協HP（ホームページ）またはSNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した新しい情報、ノウハウの交換の仕組みを構築する。

⑦ 会費アップの回避（現行予算規模の維持）

- 組織・業務改善計画の実施に当たって、会費の増額を行わない。

⑧ 直接経費（役員会・委員会出席旅費）の全史料協負担の実現

- 役員会、委員会開催数の減少の中にあって、それら出席に係る出張旅費については、機関会員、個人会員を問わず、全史料協が負担する。
ただし、人件費等は、現行どおり各所属機関、個人が負担する。

（3）新体制の中での役員会（会長事務局）、各委員会の役割

- （2）で掲げる新体制移行の基本コンセプトを具体化する新しい体制として、図表3「全史料協の組織体制への移行図」の示すとおり、総合的な内務管理機関となる「役員会」をトップとし、事業執行機関として「大会・研修委員会」、「調査・研究委員会」、「広報・広聴委員会」の3委員会を設置する。
- この役員会と3つの委員会の役割を以下のとおり整理していくことを検討する。

① 役員会（会長事務局）

ア 委員会事業の総合評価と個別チェックの例

- 役員会は、各委員会が行う大会、研修、研究が全史料

協の目指す目的とともに、**目標1**、**目標2**、**目標3**の達成性の観点と、予算、人員など限られた経営資源のもとでの委員会運営を行わざるを得ないといった制約条件を踏まえた実現可能性の観点から、委員会業務を総合評価する。

また、各委員会の行う事業について、以下の項目についても個別にチェックしていく。

主なチェック項目としては、

- ・各委員会の業務が、公文書館等を取り巻く新たな環境変化に的確に対応しているかどうかのチェック
- ・各委員会の業務が、全史料協会員のニーズ・要請や公文書館等未設置自治体など関係機関のニーズ・要

請に的確に答えているかどうかのチェック

- ・大会・研修、調査・研究のテーマに一貫性があるかどうかのチェック
- ・各委員会の事業の結果を、全史料協会員に対して的確にフィードバックしているかどうかのチェック
... など

イ 各委員会に対する支援・指示（総合内務管理機能の発揮）

- 役員会は、各委員会の支援機関としても位置付ける。上記のチェックの結果を委員会に対してフィードバックし、的確な委員会運営に向けた支援協力を行う。
- なお、今回の組織・業務改善計画策定と同様に各委員会業務に属さず全史料協全体として取り組むべき必要性のある課題・問題点等が発生した場合については、当該課題・問題点等を解決させる臨時の組織の立ち上げを検討する（課題・問題点等解決の常設機関は設置しない）。

ウ 国際交流の窓口

- 役員会は、国際交流部門の窓口機能を担うこととする。
なお、本機能の具体化に向けて、副会長事務局の主体的関与について検討する。
- 全史料協の会員ニーズを踏まえながら、大会・研修や調査・研究事業のテーマに関連する国際交流活動を行うことを基本とする。また、国際交流活動の結果については、各委員会の業務に活用できるようフィードバックしていくとともに、各会員に対する情報提供に努めることとする。

この点、国際交流活動を行う際は、大会・研修委員会（大会・研修テーマとの整合性を図る）、調査・研究委員会（調査・研究のテーマとの整合性を図る）、広報・広聴委員会（会員ニーズ等との整合性を図る）との情報交換を密にした上で行うこととする。

なお、各委員会業務との整合性が図られ、有効な国際交流活動には積極的に関与する一方で、委員会業務との整合性が認められず、有効と判断できない国際交流活動には関与しないことを徹底させる（国際交流活動を実施しているというPR効果のみが期待される取り組みは避けることとする）。

② 大会・研修委員会

- 本委員会は、大会・研修事業を通じて、全史料協の目的を具体化する「目標1」、「目標2」、「目標3」の実現を

目指していく。

- 大会・研修を企画するに当たっては、調査・研究委員会のテーマとの整合性、一貫性の確保に努める。

また、大会・研修会の発表の内容及び発表者に関して、一般会員の積極的参画に留意する。さらに、全史料協としての国際交流活動や調査研究事業の結果をフィードバックする機会として大会・研修事業を位置付ける。

③ 調査・研究委員会

- 本委員会は、調査・研究事業を通じて、全史料協の目的を具体化する「目標1」、「目標2」、「目標3」の実現を目指していく。
- 調査・研究テーマの設定に当たっては、全史料協を取り巻く環境変化に留意しつつ、会員ニーズを踏まえて行うこととする。

なお、会員ニーズについては、会員向けのアンケート調査を実施するなどその把握に向けた工夫を行う。

- 調査・研究事業の一環で、海外における情報の入手が必要な場合には、役員会に対して、原案を持ちながら必要となる国際交流活動の実施の検討を促すこととする。

④ 広報・広聴委員会

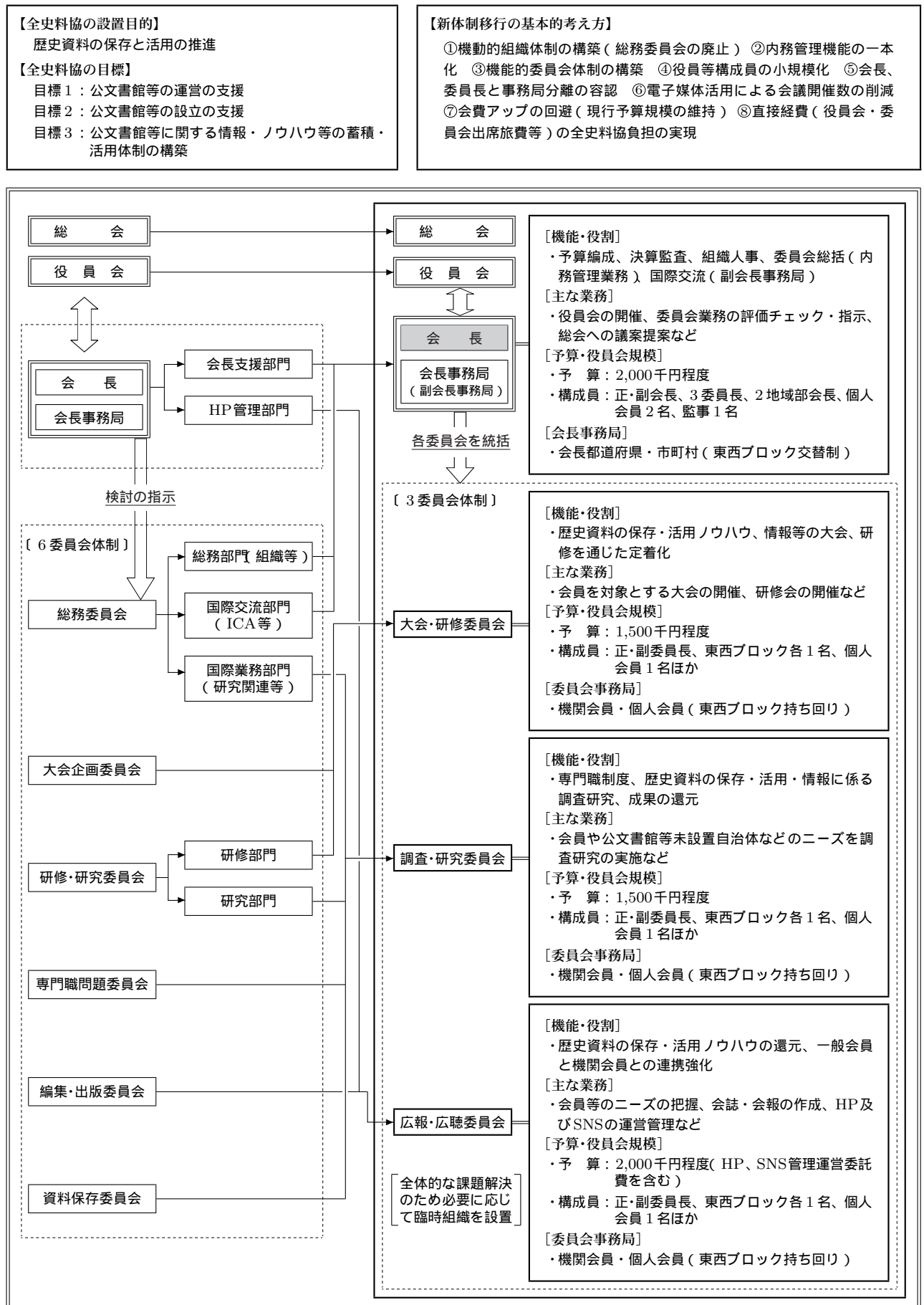
- 本委員会は、広報・広聴事業を通じて、全史料協の目的を具体化する「目標1」、「目標2」、「目標3」の実現を目指していく。
- とりわけ、会員ニーズを広く聴き、その内容を役員会、各委員会に伝達し、委員会事業に活かされるよう努めていく。また、大会・研修事業、調査・研究事業の結果を広く聴き、それらを会員や関係機関等に対して広く広報し、フィードバックしていく。

- 公文書館等未設置自治体を対象に、公文書館等の開設及び運営等の情報、ノウハウ等の提供を効率的、効果的に行うため、公文書館等の設置・運営相談窓口を開設する。なお、全史料協等の限られた経営資源を考慮しつつ、開設は期間限定とする（大会開催期間中のみなど）。

- 全史料協HP（ホームページ）の管理のみならず、一般会員及び機関会員の連携を図るための、会員クローズを基本とするSNS（ソーシャルネットワークサービス）の構築を検討する。その際、全史料協等の限られた経営資源を考慮しつつ、HP及びSNSの管理運営の外注化も検討する。

- 常時、会員のニーズを把握する仕組みを構築する。この点、前述のSNSの積極的活用を図っていく。

図表3 [全史料協の新組織体制への移行図]



4 組織・業務改善の実現に向けて

(1) 組織・業務改善の時期

- 「1 組織・業務改善計画策定の趣旨」の「(1) 検討の背景」でも記述したとおり、全史料協の予算編成上の制約となる繰越金取り崩し可能額から判断すると、平成21年度から組織・業務をスリム化した新体制へと移行せざるを得ない状況にある。
- 一方、既に決定している第17期の役員等が平成19年度と平成20年度の2ヵ年度を担うこととなっており、その後の平成21年度から新役員等の体制へとすることが合理的である。
- また、新体制移行のための諸準備に、2ヵ年度程度の期間を要する。
- そこで、移行に向けた総会、役員会の開催スケジュールとしては、以下のとおり整理していく。

- 平成19年5月の平成19年度第1回役員会、同年9月の第2回役員会で、継続審議、修正、決定。
- 平成19年11月の平成19年度総会において、役員会で決定した組織・業務改善計画案を提案。修正・決定の後、計画の具体化に着手。
- 組織・業務改善計画に基づき、新委員会の設置、事務局の設定、詳細な業務内容の整理などの個別具体化計画案を確定し、平成20年2月の平成19年度第3回役員会に提案し、審議、修正。平成20年5月の平成20年度第1回役員会、同年9月の第2回役員会で、継続審議、修正、決定。
- 平成20年11月の平成20年度総会において、役員会で決定した個別具体化計画案を提案。修正・決定の後、21年度事業計画、予算編成に着手。
- 平成21年2月の平成20年度第3回役員会で、平成21年度新役員等、事業計画、予算を審議、修正、議決。
- 平成21年度、新体制の開始。

(2) 具体化へのスケジュール (図表4 [具体化のスケジュール] 参照)

(総会、役員会の開催時期は、平成18年度開催時期に準じた)

- 平成19年2月の平成18年度第3回役員会に、総務委員会が組織・業務改善計画の原案を提案し、審議、修正。

図表4 [具体化のスケジュール]

	平成19年												20年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
項 目	組織・業務改善計画												
役員会	原案提出 継続審議 決定												
総 会	案の提案・修正・決定												

	平成20年												21年
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
項 目	個別具体化計画												
役員会	原案提出 継続審議 決定												
総 会	案の提案・修正・決定												

	平成21年												
	2月	3月	4月	5月	6月								
項 目	事業計画 予算編成												
役員会	審議・議決												
総 会													

5 今後の課題

- 今回の組織・業務改善計画策定の中で議論が十分でなかった分野やこの改善計画を実行する段階で整理していくべき必要がある事項などについて、以下のとおり取りまとめを行った。

(1) 他のアーカイブ関係機関との事業領域調整（連携と差別化）

- 全史料協が実施する研修事業や調査・研究事業について、テーマ等の相違がみられるものの国立公文書館や国文学研究資料館も同様に行っている。また、公文書館の相互の連絡調整は、国立公文書館主催の「全国公文書館長会議」においても実施している。このように全史料協と他のアーカイブ関係機関との事業領域に重複がみられる状況にある。今後、この重複部分の差別化、あるいは連携のあり方などを整理していく必要がある。
- なお、その際には、国、都道府県、市町村の連携のあり方などをあわせて検討していくことが有効である。

(2) 機関会員と個人会員とのコンフリクトの解消

- 機関会員は公文書館等の適切な運営ノウハウやそうした人材の育成にニーズを持ち、一方、個人会員は史料の保存、活用のノウハウの保持、向上にニーズを持ち、同一組織内であっても微妙な相違が生じており、こうした差が、機関会員と個人会員との意識ギャップ、情報ギャップ、あるいはコンフリクトを発生させており、その解消に向けて、今後、より具体的な対応

策を講じる必要がある。

- なお、SNS（ソーシャルネットワークサービス）がその有効な手段となり得るものと考えられる。

(3) 行政文書と地域史料との取扱いの再整理

- 公文書館法が事実上行政文書を中心とする利用、保存に関する規定として捉えがちなことから、地域史料の扱いがあいまいとなっている。全史料協が目指す保存と活用の文書は、公文書のみならず地域の歴史資料を含めた全体である。

今回の検討では、こうした文書の定義づけを明確にすることができなかった。この点、今後の整理が望まれる。

(4) 業務改善の仕組みの内包化（コンティンジェンシー組織体制の構築）

- 上述のとおり、今回の改善計画では議論が十分でなかった分野や、また、今後解消すべき課題・問題点も未だ横たわっている。こうした業務改善の見直しの仕組みを全史料協組織に内包し、規模の大小は別として毎年度改善を図っていく必要がある。

今後、ある程度の年限を経た段階で、再度、大幅な見直しを行うことも必要であると考え（例えば、「団体組織の基盤強化」を目指した公益法人化や専従事務局組織を検討すること、など）。そうした場合には、その都度、臨時組織を立ち上げて（常設機関は効率的ではない）、個別・具体的な検討を進めていくことが望まれる。

[資 料 編]

1	会則の状況.....	(2)
2	役員の状況.....	(6)
3	全史料協の組織関係の主な経緯.....	(11)
4	各都道府県の全史料協の役員就任状況.....	(12)
5	委員会業務調査票	(13)
6	委員会業務調査結果一覧(役員向け).....	(16)
7	委員会業務調査結果一覧(委員会向け)個別課題編.....	(19)
8	委員会業務調査結果一覧(委員会向け)自由意見編.....	(22)
	平成18・19年度 総務委員会名簿.....	(24)

1 会則の状況

会 則 （ 昭和51年 2 月 21 日実施 ）	昭53.11.21	昭和59年10月25日
（ 名称及び会員等 ） 第 1 条 この会は、歴史資料保存利用機関連絡協議会と いい、事務局を会長の所属する機関に置く。 2 会員は、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる施設、及びそれらの機関に勤務する職員で、この会の目的に賛同するものを充てる。 （ 目的 ） 第 2 条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。 （ 事業 ） 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 一 会員相互の情報交換 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催 四 機関紙の発行 五 その他、必要な事業 （ 会費 ） 第 4 条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。 （ 役員 ） 第 5 条 この会に、次の役員を置く。 会 長 1 名 副会長 2 名 理 事 若干名 監 事 2 名 第 6 条 役員は、会員の中から選び、総会の承認を得て決定する。 第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、会務を代行する。 3 理事は、会務を執行し、監事は、会務及び会計を監査する。 第 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 （ 会議 ） 第 9 条 この会の会議は、総会及び役員会とする。 2 総会は、年 1 回開催し、会長がこれを召集する。 3 役員会は、随時開催し、会長がこれを召集する。 4 議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。 （ 経費 ） 第10条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。 （ 会計年度 ） 第11条 この会の会計年度は 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日をもって終る。 （ 会則の変更 ） 第12条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。 （ 規定外事項 ） 第13条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。	役員に「顧問」を加えた。	（ 名称 ） 第 1 条 この会は、<u>全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称 全史料協）</u>といい、事務局を会長の所属する機関に置く。 （ 会員 ） 第 4 条 この会は、<u>機関会員及び個人会員によって構成する。</u> 2 <u>機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、現在歴史資料保存機関又はこれに準ずる機関に勤務する者、若しくは過去に勤務していて業務経験をもつもののうち、この会の目的に賛同して入会した者をいう。</u> 3 <u>この会の入会に当っては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。</u> 4 <u>この会の退会は、退会の申出による。ただし、会費の納入が 2 年以上ない場合は退会したものみなす。</u> （ 地域別協議会 ） 第 6 条 <u>この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。</u> （ 役員 ） 第 7 条 副会長を「 2 名 」 「 若干名 」 に変更 第 8 条 役員は、<u>機関会員及び個人会員</u>の中から選び、総会の承認を得て決定する。

昭 62.10.1	昭和63年10月 6 日	平成 3 年11月 7 日
役員に「参与」を加えた。 会計年度を 4 月 1 日から翌年の 3 月31日までに変更	第 9 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長じこる時は、会務を代行する。 3 理事は、会務を執行する。 4 監事は、会務及び会計を監査する。 (運営委員) 第10条 この会に運営委員を若干名おく。 2 運営委員は理事を補佐し、会務の執行を補助する。 3 運営委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。 (役員及び運営委員の任期) 第11条 役員及び運営委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。 (会議) 第12条 この会の会議は、総会、役員会、及び運営委員会とする。 2 総会は、年 1 回開催し、会長がこれを召集する。 3 役員会は、随時開催し、会長がこれを召集する。 4 運営委員会は随時開催し、会長がこれを召集する。 5 議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。	(顧問及び参与) 第 7 条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。 2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。 3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が推挙・委嘱する。 4 顧問及び参与の任期は、それぞれ 2 年とする。ただし再任を妨げない。 (役員) 第 8 条 この会に、次の役員を置く。 一 会 長 1 名 二 副会長 若干名 三 理 事 若干名 四 監 事 2 名 (役員の選出) 第 9 条 役員は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。 (役員及び運営委員の任期) 第12条 役員及び運営委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。 2 任期途中で辞任した役員あるいは運営委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは運営委員の残任期間とする。 (会議) 第13条 この会の会議は、総会、役員会、及び運営委員会とする。 2 総会は、年 1 回開催し、会長がこれを召集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に召集することができる。 3 役員会は、随時開催し、会長がこれを召集する。 4 運営委員会は随時開催し、会長がこれを召集する。 5 議事は、出席会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし、総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各 1 に対し、それぞれ 2 及び 1 を投票数とする。 (規定外事項) 第17条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。 2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。 3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

平成 6 年10月19日	平成12年10月31日
「運営委員会」を「委員会」に変更 (委員会) 第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会をおく。 <u>2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。</u> <u>3 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名おく。</u> <u>4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。</u> (会議) 第13条 この会の会議は、総会、役員会、及び委員会とする。 2 総会は、年 1 回開催し、会長がこれを召集する。 3 役員会は、随時開催し、会長がこれを召集する。 4 委員会は随時開催し、<u>委員長</u>がこれを召集する。 5 議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。ただし、総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各 1 に対し、それぞれ 2 及び 1 を投票数とする。	(名称) 第 1 条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称 全史料協）という。 (会員) 第 4 条 会員に「準会員」を加える。 (役員の選出) 第 9 条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得て決定する。 2 副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。 (役員及び委員の任期) 第12条 役員及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。<u>ただし、会長は 2 期を限度とする。</u> 2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。 (事務局) 第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。 2 事務局に会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

平成18年11月8日

(名称)

第1条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称 全史料協）という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
- 四 機関紙の発行
- 五 その他必要な事業

(会員)

第4条 この会は、機関会員、個人会員及び準会員によって構成する。

2 機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、現在歴史資料保存機関又はこれに準ずる機関に勤務する者、若しくは過去に勤務して業務経験をもつ者のうち、この会の目的に賛同して入会した者をいい、準会員とは、この会の目的に賛同して入会したものをいう。

3 この会への入会に当たっては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。

4 この会の退会は、退会の申し出による。ただし、会費の納入が2年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第6条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

第7条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。

3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が推挙・委嘱する。

4 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

(役員の選出)

第9条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得て決定する。

2 副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し会を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。

3 理事は会務を執行する。

4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会を置く。

2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。

3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。

4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第12条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は2期を限度とする。

2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。

3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。

4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。

5 議事は、出席機関会員及び個人会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各1に対し、それぞれ2及び1を投票数とする。

(事務局)

第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。

2 事務局に会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の承認を得て決定する。

2 事業計画及び収支予算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第17条 この会の事業報告及び収支決算については、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を得て決定する。

2 事業報告及び収支決算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

第20条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。

2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

2 役員の状況

歴史資料保存利用 機関関係者懇談会 国立史料館 神奈川県 茨城県 埼玉県 (山口県) (千葉県)		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
	顧 問				岩上 二郎(茨城県)
	参 与				
	会 長	岩上 二郎(茨城県)	同 左	同 左	竹内 藤男(茨城県)
	副会長	田村 武文(山口県)	同 左	同 左	同 左
		吉本 富男(埼玉県)	同 左	同 左	同 左
	理 事	鈴江 英一(北海道)	同 左	同 左	同 左
		誉 田 宏(福島県)	同 左	同 左	同 左
		広田 暢久(山口県)	同 左	同 左	同 左
		長光 徳和(岡山県)	同 左	同 左	同 左
		金 城 功(沖縄県)	同 左	同 左	同 左
		原島 陽一(国立史料館)	同 左	同 左	同 左
		舟戸 政一(岐阜県)	同 左	太田 三郎(岐阜県)	同 左
		小嶋 一夫(京都府)	同 左	同 左	同 左
		不 明 (香川県)	同 左	石 田 保(長崎県)	同 左
		佐久間好雄(茨城県)	同 左	同 左	同 左
大 村 進(埼玉県)		同 左	森 連 (埼玉県)	同 左	
監 事	福島 一徳(東京都)	同 左	荻原 末子(東京都)	同 左	
	舟沢 茂樹(福井県)	同 左	同 左	同 左	

	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度
顧問	岩上 二郎(茨城県)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
参 与						
会 長	市村 正二(茨城県)	同 左	同 左	同 左	吉本 富雄(埼玉県)	秋葉 一男(埼玉県)
副会長	木梨 亮一(山口県)	同 左	平田 豊彦(山口県)	同 左	山下 義雄(山口県)	同 左
	吉本 富男(埼玉県)	同 左	同 左	同 左	小林 辰男(東京都)	加藤 正雄(東京都)
理 事					角 竹 弘(岐阜県)	同 左
	鈴江 英一(北海道)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	誉 田 宏(福島県)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	広田 暢久(山口県)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	荻原 末子(東京都)	同 左	佐久間好雄(茨城県)	同 左	水 野 保(東京都)	同 左
	金 城 功(沖縄県)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	原島 陽一(国立史料館)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	宗宮 平蔵(岐阜県)	同 左	各務 義章(岐阜県)	同 左	伊藤 克司(岐阜県)	同 左
	小嶋 一夫(京都府)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	石 田 保(長崎県)	同 左	赤峯 重信(大分県)	同 左	同 左	同 左
	植田 敏雄(茨城県)	同 左	同 左	同 左	同 左	桐原 邦夫(茨城県)
	森 連 (埼玉県)	同 左	同 左	同 左	大 塚 博(茨城県)	同 左
			高 野 修(藤沢市)	同 左	同 左	同 左
監 事					泊 善三郎	同 左
	佐久間好雄(茨城県)	同 左	水 野 保(東京都)	同 左	佐久間好雄(茨城県)	同 左
	同 左	同 左	田中 康雄(群馬県)	同 左	同 左	同 左
役員会の開催						第1回～第3回 埼玉県立文書館

	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
顧問	岩上 二朗(参議院議員)	同 左	同 左	同 左
参 与			吉本 富男(埼玉県)	同 左
会 長	秋葉 一男(埼玉県)	同 左	須藤 和敬(埼玉県)	同 左
副会長	宮本 幹雄(山口県)	同 左	同 左	斉藤 博(山口県)
	加藤 正雄(東京都)	同 左	浅野 真(東京都)	同 左
	加納 宏幸(岐阜県)	同 左	同 左	神野 勲(岐阜県)
	山田 武彦(群馬県)	同 左	井上 定幸(群馬県)	同 左
			佐久間好雄(茨城県)	同 左
理 事	鈴江 英一(北海道)	同 左	大庭 幸生(北海道)	同 左
	誉田 宏(福島県)	同 左	同 左	同 左
	広田 暢久(山口県)	同 左	梅田 正(山口県)	同 左
	水野 保(東京都)	同 左	同 左	同 左
	金城 攻(沖縄県)	同 左	同 左	同 左
	原島 陽一(国立史料館)	同 左	同 左	同 左
	伊藤 克司(岐阜県)	同 左	川並 秀賢(岐阜県)	同 左
	小嶋 一夫(京都府)	中谷 彌(京都府)	同 左	同 左
	赤峯 重信(大分市)	同 左	同 左	同 左
	桐原 邦夫(茨城県)	猪野 嘉久(茨城県)	高橋 実(茨城県)	同 左
	大塚 博(茨城県)	同 左	安見 隆雄(茨城県)	同 左
	高野 修(藤沢市)	同 左	同 左	同 左
	青木 久夫(埼玉県)	同 左	佐原 和久(埼玉県)	同 左
	安倍 昭(栃木県)	同 左	奥田 謙一(栃木県)	同 左
		安澤秀一(国立史料館)	同 左	同 左
監 事	佐久間好雄(茨城県)	同 左	藤原 恂二(愛知県)	同 左
	田中 康雄(群馬県)	同 左	同 左	同 左
役員会の開催	第1回 埼玉県立文書館	第1回 埼玉県立文書館	第1回 埼玉県立文書館	第1回 埼玉県立文書館
	第2回 パレス神戸	第2回 栃木会館	第2回 北海道庁別館	第2回 沖縄県立図書館
	第3回 埼玉県立文書館	第3回 埼玉県立文書館	第3回 私学会館	第3回 広島県立文書館
		第4回 埼玉県立文書館		
運営委員会				委員長 高野 修(藤沢市)
				委 員 安藤 正人(国立史料館)
				小川千代子(国立公文書館・国際資料研究所)
				鈴木 邦男(大和市)
				高橋 実(茨城県)
				広瀬 睦(国立史料館)
				水口 政次(東京都)
				水野 保(東京都)
				奥田 謙一(栃木県)
				田中 康雄(群馬県)
				—
				—
				—

		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度
顧問					岩上 妙子
参 与		吉本 富男(埼玉県)	同 左	同 左	同 左
会 長		村田 文生(埼玉県)	同 左	関根敬一郎(埼玉県)	同 左
副会長		那 須 敬(山口県)	同 左	同 左	松永精一郎(山口県)
		浅 野 勇(東京都)	同 左	荻原 英夫(東京都)	永野 良隆(東京都)
		神 野 勲(岐阜県)	浅野 弘光(岐阜県)	同 左	同 左
		井上 定幸(群馬県)	磯貝 福七(群馬県)	同 左	同 左
		佐久間好雄(茨城県)	同 左	同 左	同 左
理 事		大庭 幸生(北海道)	同 左	佐藤 京子(北海道)	同 左
		誉 田 宏(福島県)	同 左	同 左	同 左
		北 川 健(山口県)	同 左	戸 島 昭(山口県)	同 左
		藤原 恂二(愛知県)	大久保明彦(愛知県)	同 左	多 田 繁(愛知県)
		金 城 功(沖縄県)	同 左	同 左	当間 一郎(沖縄県)
		原島 陽一(国立史料館)	同 左	森 安 彦(国立史料館)	同 左
		中 谷 彌(京都府)	同 左	黒川 直則(京都府)	同 左
		赤峯 重信(湯布院町)	同 左	—	—
		安見 隆雄(茨城県)	小室 由信(茨城県)	同 左	小松 徳年(茨城県)
		高 野 修(藤沢市)	同 左	同 左	同 左
		武井 守正(広島県)	岡田 一雄(広島県)	大野 繁次(富山県)	瀬尾 達也(富山県)
		仲田 凱男(栃木県)	同 左	横田 一成(千葉県)	同 左
		安澤 秀一(国立史料館)	同 左	斉 藤 智(徳島県)	同 左
監 事		福田 義弘(富山県)	大野 繁次(富山県)	神原 真一(広島県)	—
		長谷川 智(千葉県)	斉 藤 暁(千葉県)	仲田 凱男(栃木県)	同 左
役員会の開催		第1回 埼玉県立文書館 第2回 広島市鯉城会館 第3回 千葉県文書館	第1回 京都府立総合資料館 第2回 千葉県職員会館 第3回 国文学研究資料館	第1回 京都府立総合資料館 第2回 徳島ワシントンホテル 第3回 茨城県立歴史館	第1回 神奈川県藤沢市役所 第2回 KKR名古屋三の丸 第3回 東京都職員研修所
運営委員会	委員長	高 野 修(藤沢市)			
	委 員	安藤 正人(国立史料館)			
		小川千代子(国立公文書館・国際資料研究所)			
		鈴木 邦男(大和市)			
		高 橋 実(茨城県)			
		日露野好章(東海大学)			
		広 瀬 暁(国立史料館)			
		水口 政次(東京都)			
		水 野 保(東京都)			
		仲田 凱男(栃木県)			
		田中 康雄(群馬県)			
				荒川 善夫(栃木県)	
				石原 一則(神奈川県)	
				高 橋 寛(千葉県)	

	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
顧問	岩上 妙子	同 左	同 左	同 左
参 与	吉本 富男(埼玉県)	同 左	同 左	同 左
			佐久間好雄(茨城県)	同 左
会 長	関根敬一郎(埼玉県)	加藤 安二(埼玉県)	同 左	同 左
副会長	松永精一郎(山口県)	山 本 亘(山口県)	-	波多野寿勝(岐阜県)
	永野 良隆(東京都)	同 左	同 左	田 口 素(東京都)
	丸山幸太郎(岐阜県)	同 左	波多野寿勝(岐阜県)	
	—	—	田 口 素(東京都)	
	佐久間好雄(茨城県)	同 左		
理 事	佐藤 京子(北海道)	同 左	長谷川光志(北海道)	大原 良治(北海道)
	誉 田 宏(福島県)	同 左	小山 良鼠(山口県)	津嘉山朝之(沖縄県)
	荒川 数昭(広島県)	安藤 福平(広島県)	同 左	田中 康雄(群馬県)
	多 田 繁(愛知県)	豊田 次男(愛知県)	城 和 夫(愛知県)	新川 武紘(栃木県)
	金 城 功(沖縄県)	親泊 正徳(沖縄県)	津嘉山朝之(沖縄県)	長谷川良次(千葉県)
	森 安 彦(国立史料館)	同 左	同 左	壽松木 毅(秋田県)
	石田 正昭(大阪府)	同 左	壽松木 毅(秋田県)	瀬尾 達也(富山県)
	黒川 直則(京都府)	同 左	同 左	城 和 夫(愛知県)
	大迫 修一(神奈川県)	同 左	同 左	黒川 直則(京都府)
	田中 康雄(群馬県)	同 左	同 左	小山 良鼠(山口県)
	仲田 凱男(栃木県)	芳賀 勝夫(栃木県)	新川 武紘(栃木県)	安藤 福平(広島県)
	高 野 修(藤沢市)	同 左	同 左	大和 武生(徳島県)
	瀬尾 達也(富山県)	同 左	同 左	宮城悦二郎(沖縄県)
	越川 勝雄(千葉県)	成毛 正広(千葉県)	長谷川良次(千葉県)	後 藤 仁(神奈川県)
	大和 武生(徳島県)	同 左	同 左	高埜 利彦(学習院)
	高埜 利彦(学習院)	同 左	同 左	森 安 彦(国立史料館)
			大原 良治(北海道)	高 野 修(藤沢市)
			後 藤 仁(神奈川県)	
監 事	戸 島 昭(山口県)	同 左	松本 昭雄(香川県)	同 左
	小松 徳年(茨城県)	同 左	同 左	同 左
役員会の開催	第1回 大阪府公文書館 第2回 埼玉県立文書館 第3回 鳥取県立公文書館 第4回 学習院大学	第1回 千葉県文書館 第2回 岐阜県歴史資料館 第3回 徳島県立文書館		
運営委員会	委員長	高 野 修(藤沢市)		
	委 員	安藤 正人(国立史料館)		
		小川千代子(国立公文書館・国際資料研究所)		
		鈴木 邦男(大和市)		
		高 橋 実(茨城県)		
		日露野好章(東海大学)		
		広 瀬 暁(国立史料館)		
		水口 政次(東京都)		
		水 野 保(東京都)		
		荒川 善夫(栃木県)		
		駒形 義夫(群馬県)		
		石原 一則(神奈川県)		
		高橋 健一(佐倉市)		
		高 橋 寛(千葉県)		

	平成9・10年度	平成11・12年度	平成13・14年度	平成15・16年度
顧問	岩上 妙子			
参 与	吉本 富男(埼玉県)	同 左	同 左	同 左
	佐久間好雄(茨城県)	同 左	同 左	
会 長	神奈川県	神奈川県	東京都	北海道
副会長	東京都	東京都	北海道	岐阜県
	沖縄県	沖縄県	和歌山県	沖縄県
	高 野 修(元藤沢市)	同 左	香川県	小川千代子(個人)
			高 野 修(元藤沢市)	
理 事	北海道	北海道	(茨城県)	茨城県
	秋田県	秋田県	秋田県	(東京都)
	群馬県	群馬県	群馬県	群馬県
	栃木県	栃木県	栃木県	(広島県)
	千葉県	千葉県	千葉県(関東部会)	千葉県
	(茨城県)	(新潟県)	新潟県	
	富山県	富山県	富山県	富山県(大会開催地)
	愛知県	愛知県	愛知県	
	(埼玉県)	埼玉県	埼玉県	埼玉県(関東部会)
	山口県	山口県	山口県	山口県(大会開催地)
	広島県	広島県	(神奈川県)	(宮城県(大会開催地))
	徳島県	徳島県	徳島県	福島県
	(岐阜県)	(京都府)	(大阪市(近畿部会))	(大阪府(近畿部会))
	(和歌山県)	和歌山県	(長野県)	(香川県)
	(香川県)	香川県	(沖縄県)	
		(大分県)	大分県	
	坂本多加雄(学習院)	鈴木 恒夫(学習院)	同 左	高埜 利彦(個人・学習院)
	森 安 彦(国立史料館)	高木 俊輔(国立史料館)	同 左	(坪井 清延(元興寺文化))
	藤沢市	(小松 芳郎(松本市))	同 左	同 左
	横浜開港記念館	安田 岩男(横浜開港)		(遠 藤 忠(個人・前八潮市))
	国連地域開発センター	(高 橋 実(作新学園))	高 橋 実(作新学園)	(大 西 愛(個人))
監 事	茨城県	茨城県	石井 和男(横浜開港)	鳥取県
	京都府	岐阜県	岐阜県	徳島県

	平成17年度	平成18年度
顧問		
参 与	吉本 富男(元埼玉県)	同 左
会 長	下林 博孝(岐阜県)	側 島 哲(岐阜県)
副会長	浅間 伸一(新潟県)	同左
	辻 逸 司(京都府)	同 左
	小川千代子(個人)	同 左
理 事		稲葉 節生(茨城県)
	脇 憲一(東京都)	同 左
	(志治 孝利(愛知県))	伊藤 克博(愛知県)
	(鈴木 良治(栃木県))	佐藤 信勝(栃木県)
	(羽古井良紀(兵庫県))	深田 修司(兵庫県)
	(遠藤 健作(神奈川県))	原田 公道(神奈川県)
	(小 谷 正(和歌山県))	仁坂 洋真(和歌山県)
	(出口 政司(福井県))	(在間 宣久(岡山県))
	岡野 義男(埼玉県)	同 左
	木 原 宏(山口県)	同 左
	(在間 宣久(岡山県))	岩本 文男(福井県)
	立石 恵嗣(徳島県)	同 左
	(角井由美子(北海道))	神 信 行(北海道)
	(長 田 勉(沖縄県))	伊 波 謙(沖縄県)
	田中 仁之(藤沢市)	同 左
	(高 橋 実(個人国文学研))	同 左
	(鈴江 英一(個人))	同 左
	大 西 愛(個人)	同 左
監 事	大淵 芳雄(秋田県)	同 左
	大西 道夫(香川県)	山根 敏春(香川県)

3 全史協の組織関係の主な経緯

区 分	会則関係(組織関係)	役員関係	会長	副会長				
昭和49年度以前	(1) これまで歴史資料保存機関は、個別に連絡と情報交換を行ってきたが、次の機関から相互に当面している問題を持ち寄り、協議検討する場を持ちたいとの希望があった。 — 山口県文書館、国立史料館、千葉県総務部文書課、神奈川県文化資料館、茨城県歴史館、埼玉県立文書館等 — (2) 東京周辺の「国立史料館、神奈川・茨城・埼玉の有志による懇談会結成に向けての意見交換 - 懇談会は、「保存機関の関係者が相互に自主的かつ平等の立場に立って、現在直面している問題を討議し、また、民主的な保存機関の建設、発展に寄与するための自主的な懇談の場」として開かれ、 - 今後の「恒常的な連絡、研究協議組織の設立をめざし、その準備会としての役割を持つもの」とした。 (3) 懇談会は、国立公文書館職員等13人の名を持って、関係機関に呼びかけた。 - 懇談会は、「文書利用保存に関する実務担当者の自主的な研究と懇談の場」であることを確認。 - 恒常的な連絡協議組織の確立方法の討議がされ、意見は、「公的機関の連絡協議組織にすると初期のエネルギーが失われて形骸化し、自主的研究が守れぬので、自由な個人参加を本筋とすべきだ」という立場と、「公的機関を主体として会の存続と多数の人に門戸を開き、形骸化の問題は分科会方式を採用するなど、運用によって会の初志を貫いていこう」という立場に分かれ、結局は公的連絡協議組織として会の発展的存続をはかることで一致した。 - 公的連絡協議組織結成の呼びかけ範囲は、都道府県立図書館、文書館、県史編纂室、博物館、行政資料室、その他とした。							
昭和50年	(1) 会則実施		茨城県	山口県	埼玉県			
昭和51年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和52年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和53年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和54年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和55年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和56年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和57年			茨城県	山口県	埼玉県			
昭和58年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県		
昭和59年	(1) 会則改正 - 会員を「機関会員」、「個人会員」と区分した。 - この会に「地域別協議会」を置くことができた。	(1) 新旧会長あいさつ(総会) 会員の資格については、行政の立場の人からは、このような会則では機関加入ができないという指摘を受けました。しかし、この会は文書館運動を進めていくわけですから趣旨に賛同する個人会員を切るわけにはいきません。 先日の役員会では、会則改正案で、個人会員に表決権を与えないというのがありましたが、私は時期尚早だと思いました。	埼玉県	山口県	東京都	岐阜県		
昭和60年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	
昭和61年		ICA 加入	埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	
昭和62年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
昭和63年	(1) 会則改正 理事(役員)を補佐する「運営委員」を置き、「運営委員会」は随時、開催し、会長が召集するようにした。		埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
平成元年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
平成2年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
平成3年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
平成4年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県	群馬県	茨城県
平成5年			埼玉県	山口県	東京都	岐阜県		茨城県

(次頁に続く)

区 分	会則関係(組織関係)	役員関係	会長	副会長				
平成 6 年	(1) 会則改正 ・「運営委員(会)」を廃止し、会に「委員会」を置くとし、委員会は、委員長が招集するとした。	(1) 委員会制度導入 ・会員の増加、活動範囲の拡大に伴う会務の多様化。 ・会長事務局の事務負担を軽減し、事務局の長期固定化を是正。	埼玉県	山口県	東京都	岐阜県		茨城県
平成 7 年			埼玉県	東京都	東京都	岐阜県		
平成 8 年			埼玉県			岐阜県		
平成 9 年								
平成10年								
平成11年			神奈川県	東京都	沖縄県	個人		
平成12年	(1) 会則改正 ・会員に「準会員」を加えた。		神奈川県	東京都	沖縄県	個人		
平成13年			東京都	北海道	和歌山県	香川県	個人	
平成14年			東京都	北海道	和歌山県	香川県	個人	
平成15年			北海道	岐阜県	沖縄県	個人		
平成16年			北海道	岐阜県	沖縄県	個人		
平成17年			岐阜県	新潟県	京都府	個人		
平成18年			岐阜県	新潟県	京都府	個人		

4 各都道府県の全史料協の役員就任状況

区 分	設立	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7・8年	平成9・10年	平成11・12年	平成13・14年	平成15・16年	平成17・18年
北海道	昭和60年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	平成13年																									○	
秋田県	平成5年																					○	○	○	○		○
福島県	昭和45年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
茨城県	昭和48年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	昭和61年											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
群馬県	昭和57年							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	昭和44年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	昭和63年															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	昭和43年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	平成5年																			○	○	○	○	○	○		○
新潟県	平成4年																							○	○		○
富山県	昭和62年															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福井県	平成15年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																○
長野県	平成6年																								○		
岐阜県	昭和52年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	昭和61年													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	昭和38年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
大阪府	昭和60年																			○	○					○	
兵庫県	昭和60年																										○
奈良県	平成17年																										
和歌山県	平成5年																						○	○	○		○
鳥取県	平成2年																									○	
岡山県	平成17年	○	○	○	○																						○
広島県	昭和63年															○	○	○		○	○	○	○	○		○	
山口県	昭和34年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	平成2年																	○					○	○	○	○	○
香川県	平成6年	○	○																			○	○	○	○	○	○
大分県	平成7年							○	○	○	○	○	○	○	○									○	○		
沖縄県	平成7年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県				○	○	○	○																				

5 委員会業務調査票（オリジナルとはレイアウトを変更しています）

委員会業務調査票（委員会向け）

- 平成18年9月12日開催の平成18年度第2回役員会におきまして、全史料協の委員会業務の見直し、スリム化等のため、各委員会を取り巻く課題・問題点を把握するための調査を実施することとなりました（別添「委員会業務のスリム化に向けた見直しについて」を参照）。
- 貴委員会に関しまして、必要事項をご記入の上、平成18年12月22日（金）までに総務委員会事務局あて e メールにてご返送ください。なお、この回答期限が困難な場合は、事務局にご連絡ください。

回答・問合せ先：全史料協総務委員会事務局（愛知県公文書館）

e メール：kobunshokan@pref.aichi.lg.jp

電話：052 - 954 - 6025（ダイヤルイン）

F A X：052 - 954 - 6902

【調査の概要】

- ・貴委員会が各種事業を行う際に、課題・問題点となっている事項がありましたら、以下のとおり、予算面、人員面、業務面及び各委員会業務のスリム化等の各区分に従って、自由意見の欄に、具体的内容を記載してください。
- ・ご記入いただく課題・問題点は、原則、貴委員会の内部的なものではなく、あくまでも各委員会に共通すると考えられるもののみとしてください（委員会の内部的な課題・問題点は、各委員会内での処理が可能であることから）。
- ・また、今回の調査対象は各委員会であることから、地域部会についてのご回答は必要ありません。
- ・なお、個別課題の欄で、役員会等において委員会の課題・問題点として取り上げられた項目（全史料協用務の旅費支出の問題、業務量・人件費の問題、職務専念義務免除の問題など）について設問しておりますので、合わせてご回答をお願いします（調査対象年度は、平成17年度とします。）。
- ・調査票の回答欄に記載の内容が収まらない場合については、別紙にてお願いします。

委員会名

(1) 予算面について

	項目	内 容
自由意見		
個別課題	旅費の支出について	- 貴委員会の委員または事務職員 が、全史料協用務で出張した場合の委員会経費での支出の有無 - いずれかに○印を（ 有 ・ 無 ） →①③回答へ →②③回答へ 〔 委員長、委員、また、委員長、委員を補佐する事務職員すべてを調査対象とします。 〕
		①-1 (有)の場合、誰(出張者)のどのような全史料協用務(委員長の役員会出席、委員の委員会出席、事務職員の委員随員、現地調査など)の旅費を委員会経費で支出していますか。主なものを列記してください。 ①-2 当該旅費の支出に関して、個人会員と機関会員とで何らかの差別化を図っていますか。また、差別化している場合にはその内容と理由を記載してください。 ①-3a 17年度における委員会経費での旅費支出の総額を記載してください。 ①-3b なお、部分的に委員会経費以外でも旅費を支出している場合(一部委員会経費、一部別経費での支出の場合の別経費部分)がありましたら、主な用務内容と総額を記載してください。 ②-1 (無)の場合、誰(負担者:自前、所属機関など)が誰(出張者)のどのような全史料協用務の旅費を支出していますか。主なものを列記してください。 ②-2 仮に、全史料協用務の旅費を全て委員会経費で支出した場合、17年度実績をベースに総額を記載してください。 ③ 全史料協用務に係る旅費の執行に関して、意見、要望等がありましたら記載してください。 [回答] ①-1 ①-2 ①-3 ②-1 ②-2 ③

(2) 人員面について

	項目	内 容
自由意見		
個別課題	役員等の選出方法について	- 全史料協の役員等の選出方法について、現行のブロックごとにローテーションを組んで割り当てる方法を第18期、平成21年度以降も継続することの賛否 - いずれかに○印を（ 賛成 ・ 反対 ） →③回答へ →①②③回答へ ① (反対)の場合は、その理由を記載してください。 ② また、どのような選出方法が望まれるか代案を記載してください。 ③ 役員等の選出に関して、意見、要望等がありましたら記載してください。 [回答] ① ② ③

(3) 業務面について

	項目	内 容
自由意見		
個別課題	委員会の業務量について	- 貴委員会の委員または事務職員 として正規職員が携わっていますか(17年度) - いずれかに○印を（ 携わっている・携わっていない ） →①②回答へ →②回答へ 〔 委員長、委員、また、委員長、委員を補佐する事務職員すべてを調査対象とします。 〕
		① (携わっている)の場合は、当該職員の全史料協用務に係る年間総延べ従事時間数を算出してください。なお、役員等(委員長)を引き受けている機関(①-a) 引き受けていない機関(①-b) 個人会員の委員(①-c)を区分し、記載してください。 〔 個人会員である委員は正規職員ではありませんが、ここで業務量を把握します。 〕 ② 正規職員が全史料協用務に携わることにに関して、意見、要望等がありましたら、記載してください。 [回答] ①-a 役員等引受け機関 人・時/年 (積算内訳:) ①-b 一般機関会員 人・時/年 (積算内訳:) ①-c 個人会員 人・時/年 (積算内訳:) ②
		- 貴委員会の事務職員 として、嘱託職員が携わっていますか(17年度) - いずれかに○印を（ 携わっている・携わっていない ） →①②回答へ →②回答へ 〔 委員長、委員を補佐する事務職員すべてを調査対象とします。 〕
		①-1 (携わっている)の場合は、当該職員の全史料協用務に係る年間総延べ従事時間数を算出してください。なお、役員等(委員長)を引き受けている機関(①-1a)と引き受けていない機関(①-1b)とを区分し、記載してください。 ①-2 また、当該経費(人件費)を委員会経費で支出している場合、その実績(総額、主な用務内容)を記載してください。 ② 嘱託職員が全史料協用務に携わることにに関して、意見、要望等がありましたら、記載してください。 [回答] ①-1a 役員等引受け機関 人・時/年 (積算内訳:) ①-1b 一般機関会員 人・時/年 (積算内訳:) ①-2 ②
		- 貴委員会の事務職員 としてアルバイト職員が携わっていますか(17年度) - いずれかに○印を（ 携わっている・携わっていない ） →①②回答へ →②回答へ 〔 委員長、委員を補佐する事務職員すべてを調査対象とします。 〕

(次頁へ続く)

	①-1 <u>携わっている</u>の場合は、当該職員の全史料協用務に係る年間総延べ従事時間数を算出してください。なお、役員等（委員長）を引き受けている機関（①-1a）と引き受けていない機関（①-1b）とを区分し、記載してください。 ①-2 また、当該経費（人件費）を委員会経費で支出している場合、その実績（総額、主な用務内容）を記載してください。 ② アルバイト職員が全史料協用務に携わることにに関して、意見、要望等がありましたら、記載してください。 [回答] ①-1a 役員等引受け機関 人・時／年 （積算内訳：） ①-1b 一般機関会員 人・時／年 （積算内訳：） ①-2 ②
[機関会員のみ] 職務専念義務の免除（職専免）手続きについて	・貴委員会の委員または事務職員 が全史料協用務を担う際に、職専免の手続きを行っていますか。 いずれかに○印を （ 行っている・行っていない ） → ①③回答へ → ②③回答へ （ 委員長、委員、また、委員長、委員を補佐する事務職員すべてを調査対象とします。 ） ①-1 <u>行っている</u>の場合は、誰（対象者）のどのような用務の場合に職専免の手続きを行うか記載してください。なお、機関会員ごとに対応が違う場合は、それが明確となるよう記載してください。 ①-2 また、当該用務で職専免手続きを行う理由・根拠を記載してください。 ①-3 職専免で出張した場合の旅費は、誰（負担者：自前、所属機関等）が負担しますか。 ② <u>行っていない</u>の場合は、職専免を行わないと判断する理由・根拠を記載してください。 ③ 職専免の手続きに関して、意見、要望等がありましたら記載してください。 [回答] ①-1 ①-2 ①-3 ② ③

(4) その他

- 委員会業務の見直し、スリム化に係る自由意見を記載してください。
- また、この見直し、スリム化に向けて、別途、あらためて全史料協の協議会としての目的を再整理した上で、そうした目的達成の観点から委員会の機能・役割を再整理することも検討したいと思います。
こうした整理、検討の参考とするために、今後の全史料協に期待される役割や会員のニーズなどに関しまして、意見等がありましたら記載してください。
- そのほか、貴委員会ははじめ各委員会が実施している業務の中で、時代の要請に応えられていないと思われる事業、他の委員会や機関・団体でも同様な取組があり重複が認められる事業、実施の頻度が過度となっていると思われる事業など、その縮小や廃止を検討すべき取組などがありましたら記載してください。

	項 目	内 容
自由意見		

6 委員会業務調査結果一覧（役員向け）

職名	氏名	所属	回答		備考
			項目	内容	
参与	吉本 富男	（元埼玉県立文書館）	（事業スリム化の進め方）	現実的には委員会の統合、事業の圧縮は難しい。ある程度時間をかけ、会員の声を聞いて漸次実施していくのがよい。	原文
会長	側 島 哲	岐阜県歴史資料館	（役員選出の改正案）	役員数は現行の23名から15名体制へ。会長：東西で交替、副会長：個人会員・機関会員各1名、委員会理事：東西各2名、大会理事：2名、一般理事：個人会員2名など。任期は1期2年で再任可。	原文
副会長	浅間 伸一	新潟県立文書館	研究活動の見直し	当会は、特定の課題を自らの責任において本格的に研究することは想定していなかった。研究活動を見直し、規定の内容も変更等を行う。	—
			国際活動の見直し	当会に常態的に国際活動を行う力はない。自治体レベルで参加すべきか位置づけを検討	
			役員選出システムの見直し	会長は2ブロックが交互に担当。選出を東京周辺と大阪周辺に固定。	
			組織構成の見直し	会長事務局（会総括等） 総務委員会（懸案、重要課題の検討等） 大会企画委員会（大会の企画、研修等） 関東部会・近畿部会（研修を盛り込む）の構成とする。	
	辻 逸 司	京都府立総合資料館	全史料協の目的と構成	可能な限り現在の組織（目的と構成）を引き継ぐ。役員会を総会に次ぐ議決機関に、委員会を補助的執行機関に位置づけ、役割と権限を明確にする。	原文
			委員会組織の見直し	負担軽減のため委員会組織を見直す。	
			委員会業務の見直し	- 編集・出版委員会の刊行物の削減。会長事務局、委員会担当理事の旅費を全史料協で負担。 - 公文書館運営に関わる意見交換・研究協議の場を大会研究会（分科会）の中に設置。	
	小川千代子	国際資料研究所	総務委員会	他の委員会と同等ではなく、サポートである事を明確にした位置づけ。	原文
			大会企画委員会	個人会員による提案型・参加型の大会発表をより重視していく。	
			資料保存委員会	毎年実施のセミナー、研修会を全史料協全体によるイベントに格上げ。	
			編集出版委員会	情報周知の根幹の役割を担う。会報・会誌については定期的な発行を行うべき。	
			専門職問題委員会	委員会の開催状況等に偏りがあり、抜本的見直しを要す。	
			研究・研修委員会	大会企画委員会と別途にこの委員会が存在しなければならない理由が不明確な印象。	
			電子記録問題	現状ではこれについて検討する委員会がないので、新たに発足が望まれる。	
			委員会の評価	委員会活動が現状に即しているかどうか、何時まで存続を要するのかを議論すべき。	
理事	伊藤 克博	愛知県公文書館	機能特化型委員会の設置（委員会相互の業務の重複を回避）	- 実施が求められた業務について、機能ごとにグループ化し、それごとの委員会を設置。① 内務管理（マネジメント）機能 ② 大会・研修機能 ③ 調査・研究機能 ④ 広報・広聴機能の4つの機能を実現化する、いわば、機能特化型の委員会としていく。 - 内務管理機能は会長事務局に集中させる（総務委員会を統合）	原文

職名	氏 名	所 属	回 答		備考	
			項 目	内 容		
(理事)	(伊藤 克博)	(愛知県公文書館)	収入に応じた支出の額を上限とするキャップ予算制の導入	○ 支出総額を抑制させるため、各委員会ごとに支出限度額を設定するキャップ予算制を導入。あわせてゼロベース予算編成を行う。		
			委員会業務に係る直接経費については、委員会経費で支出	○ 委員会業務に係る直接経費（委員会への出張旅費など）は、委員会経費で負担。委員会の開催数を大幅に抑制し、各種調整は、電子的に実施。構成員数は必要最低限とする。 ○ 間接経費（職員人件費など）は、現行どおり、所属機関等が負担。		
			会長、委員長選出に関して公募制を導入し、また、応募者の対象範囲を拡大	○ 会長、委員長は公募制で選出。応募がない場合のみ、持ち回り制とする。市町村の機関会員、個人会員も対象とする。東西ブロック制は継続する。 ○ 会長、委員長が個人会員の場合は、事務局との分離を検討。会長、委員長の再選は妨げない。その際、東西ブロックローテーションを一部組み直す。		
	中山一夫	東京都公文書館	事業の縮減	○ 会員ニーズの少ない調査・研究や研修会・講演会（会員参加が一定数以下）を縮小・廃止。	原文	
	立石 恵嗣	徳島県立文書館	役員削減と常務理事設置	○ 副会長を４名（機関会員・個人会員各２名）、常務理事を置き、個人会員をあてる（任期は２期４年）	原文	
			委員会の再編	○ 委員会を再編して削減する。事務局の任期を２期４年、あるいは１期３年とする。		
			機関会員と個人会員	○ 機関会員と個人会員が果たすそれぞれの役割や連携関係などを再検討する。		
			国立公文書館	○ 国立公文書館主催「全国公文書館長会議」との棲み分けや補完・協力関係を具体的に検討する。		
			40年史の編纂	○ 全史料協の実績を継承し、これからの方向を見出すため「全史料協の歩み40年史」を編纂。		
	岡野 義男	埼玉県立文書館	回答なし			
	佐藤 信勝	栃木県立文書館	回答なし			
	深田 修司	兵庫県公館県政資料館	業務の削減	○ 県立文書館より規模の小さい機関会員が役職を担当できるよう事業・事務を削減する。	原文	
			業務の分散	○ 事務局を事務量に応じて複数の機関で担当する。		
			役員選出方法の見直し	○ 事務の削減・分散によって１機関の負担を減らした上で、県立以外の機関も役員選出対象に。		
	原田 公道	神奈川県立公文書館	回答なし			
	仁坂 洋員	和歌山県立文書館	意見なし			
	木 原 宏	山口県文書館	委員会の組み入れ	○ 専門職問題委員会と資料保存委員会を研修・研究委員会の研究会事業とし、同委員会に組入れ。	原文	
			地域別協議会の分離	○ 関東部会と近畿部会を全史料協の内部組織から分離し、外部の任意組織とする。 ○ 分離した組織は友誼団体に位置づけるが、それ以上の関与はしない。		
	岩本 文男	福井県文書館	意見なし			
	在間 宣久	岡山県立記録資料館	スリム化の体制	○ 専門職委員会を研修・研究委員会へ、資料保存委員会を総務委員会へ統合。		
	人見 實徳	茨城県立歴史館	会議回数の削減	○ 役員会・委員会の会議で、メール・FAX等で済むものはそれで処理し、会議回数を減らす。	原文	
			委員会の休止	○ 専門職問題委員会、資料保存委員会は、活動期間を定め、報告やまとめ・提言などをもって休止		

職名	氏 名	所 属	回 答		備考	
			項 目	内 容		
(理事)	(人見 實徳)	(茨城県立歴史館)	地域部会	○ 地域部会について、月例研究会の開催数の削減及び会報発行を年1回にする。		
	神 信 行	北海道立文書館	委員会業務の見直し、スリム化	○ 事務量を必要最低限に抑え事務量の多い委員会にはアルバイト職員を手当てする等の措置	原文	
			委員会事務の整理	○ 常設か臨時か委員会を整理。研修など複数委員会の事業を一本化し機関会員の負担を軽減		
	田中 仁之	藤沢市文書館	回答なし			
	伊 波 謙	沖縄県公文書館	委員会業務の見直し	○ 委員会業務の見直しは、適時行う必要がある。	原文	
	鈴江 英一	北海道教育大学札幌校	全史料協の目的の確認	○ 全史料協のグランドデザインを引き直す（描き直す）。年度総会で強く打ち出す。 ○ 目的は、①全国に文書館を拡充、②文書館に働く人を育成、③文書館の機能の確立（たとえば、組織体文書の引継権限の強化）。付帯して目的を共有するために全史料協35年史（または、40年史）を編集する。	原文	
			総会、委員会のあり方の見直し	○ 会長事務局、委員会担当は、会議開催が負担。会議開催の軽減、回数の削減、委員を近県の機関会員、個人会員で固めること。次のようなことを検討。 ①総会、役員会のあり方：総会は2年に1回。役員人事と事業報告、会計報告を受けるのみ。役員数は半減を目途。定期総会間の議決のため新たに評議員制度を採用。評議員は今の役員数の倍程度、年2回ほど開催。 ②委員会制度の改善：委員会に常任委員制をとる。近県の機関会員、個人会員で固める。各館員の自発的エネルギーを引き出す委員会運営方法とし、若い館員を育てる。		
			役員選任、事務局設置のあり方の見直し	○ ブロック制は、長期的には、別制度へ移行。それまでは会長県の重任など、緩やかな運用。 ○ 法人化を視野に入れて検討。会長、理事等が、宛職で、短期間に交替する現状は、全史料協の持続的運営にも影。会長には持続性をもって指導性を発揮できる人を選び、事務局を別に置く。会長及び会長事務局が首都圏に集中するのはやむを得ない。かわりに委員会担当館を各地に分散し、会議は減らす。また委員会担当館は2期連続して担当し、継続性を確保。		
	高 橋 実	国文学研究資料館	回答なし			
大 西 愛	大阪大学出版会	回答なし				
監事	大淵 芳雄	秋田県公文書館	再編・スリム化の体制	○ 総務委員会の廃止、大会研修委員会、調査研究委員会、資料保存・普及委員会への再編。		
	山根 敏春	香川県立文書館	回答なし			

7 委員会業務調査結果一覧(委員会向け)個別課題編

(1) 予算面 旅費支出について

番号	設問内容		回 答						備考
			総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
全体	委員または事務職員が全史料協用務で出張した際の委員会経費での支出の有無		無し(一部支出有り)	有り	有り	無し	無し	有り	
①	1	委員会経費支出の出張者及び用務内容	出張者 委員	委員長、事務局委員	委員			委員及び事務局員	
		用務内容	国際会議・セミナー等(全史料協代表として参加の場合)	委員長の役員会出席、事務局委員の大会・委員会出席	委員の委員会出席のみ			資料保存研修会、セミナー出席委員会(事務局員のみ)	
	2	委員会経費支出の個人会員と機関会員の差別化の状況	差別化有無	特に無し	有り			無し	
		内容・理由			個人会員のみ(部分的・2割のみ支給)機関会員の場合機関で出張することが可能な場合が多いため。				
	3	a 委員会経費支出の実績(⑦支出額)	155,135	271,661	216,310			155,740	
		b 全史料協用務の出張で一部委員会経費外での支出	用務内容	開催県委員及び職員の事前調査、役員会、委員会出席(開催県交付金の中から)	研修会講師旅費				
			支出額	237,640	216,380			67,060	
②	1	委員会経費外支出の場合の旅費の負担者、出張者、用務内容	負担者 所属機関または自己負担			所属機関	所属機関又は自費	所属機関又は自費	
			出張者 委員等			委員長、副委員長			
			用務内容 委員会、役員会等			役員会等	委員会、役員会、総会		
	2	委員会経費外支出の総額(⑦支出額)	1,200,710		589,520	230,540	600,000	385,347	
③		旅費執行に係る意見、要望等	全史料協用務に係る旅費については、全額または一部を全史料協が負担すべきである。ただし、予算の制約があることなどからも、会議の開催を極力減らす努力をすべきである。	個人負担で委員会等に出席している委員の旅費の補助	全史料協の委員旅費等については、これまで基本的に全て手弁当で行われてきている。算出した旅費の総額を見ると、研修研究委員会では、これだけで委員会の年間予算を大きく上回ってしまう。少なくとも機関会員には今まで通りの対応としてもらえないければ、対応できない。無理なら委員の数を減らす。委員会を減らすなどの改正を行わなければならないだろう。	委員及び役員の旅費についてはできる限り予算化してもらいたい。都道府県における予算も年々厳しい状況にあり、今後、県費での出張も困難になる可能性がある。	委員会の旅費を全史料協で負担してもらえると助かる		

(2) 人員面 役員選出について

番号	設問内容		回 答						備考
			総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
全体	役員等選出のブロックローテーションの賛否		賛成	賛成	賛成	賛成	賛成	反対	
①	反対の場合の理由							①委員会制度のあり方を含め、役員会の構造を見直す必要があるのではないかと。 ②(役員ほとんどを担当している)都道府県文書館以外の機関会員や個人会員を含めて役員会組織を再構成する必要がある。 ③意欲ある個人会員の力を引き出すという柔軟な考え方があっていいのではないかと。 ④副会長の役割を明確にするべきである。 ⑤各委員会に事務局を置くのは不経済ではないかと。	

(次頁へ続く)

番号	設問内容	回 答						備考
		総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
②	選出代替案						①各委員会の必要性を再検討し、委員回数、委員数を厳選するなどの見直しを行う。 ②個人会員や都道府県立図書館以外の機関会員に役員の門戸を広げる。 ③副会長3人がそれぞれ2つずつ委員会を担当する。あるいは1名に削減する。 ④各委員会事務局を1本化し、外注するという方法も検討できないか。	
③	役員選出に係る意見、要望等	役員等の選出方法について、現行のブロック・ローテーションを継続することは原則賛成であるが、役員数の削減や選出対象の拡大の見直しを検討すべきである。 なお、各委員会事務局を会長事務局に一本化し、当該業務を外部委託化する少数意見があった。	各委員長の2期連続選出は避けた方がよい。	現状では、公平を担保するためにローテーションを守るしか無いと思うが、委員会の統合や、仕事の縮小も視野に入れる必要があると考える。	委員会の担当役員をどう選ぶか、ブロックの線引きや組み合わせがこれが妥当か（ブロックを東西2区に再編など）等の問題はありと思われる。しかし、全史料協の会務を加盟館の間で役割分担することは重要である。	組織の規模等を考慮して選出してもらいたい		

(3) 業務面 業務量について

番号	設問内容	回 答						備考
		総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
全体 1	全史料協業務への正規職員の従事の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り	
①	a 役員等引受機関（人・時／年）	1,470	520	230	96	176	572	3,064
	b 一般機関会員（人・時／年）	208	160				148	516
	c 個人会員（人・時／年）	294					888	1,182
②	正規職員従事に係る意見、要望等	全史料協業務は公的業務と理解されており、正規職員が当該業務に携わることにはやむを得ない。この点、事実上人件費は所属機関が負担していることとなり、全史料協の支出となっていないがやむを得ない。ただし、業務そのものの縮小を図り、負担の軽減は不可欠である。			全史料協は、全国の関連組織・関係者との重要な情報交換の場であり、今後も公文書館のさらなる広がり、公文書館業務研究の充実にはさらに重要性を増す団体である。機関会員は自館事務に次ぐ業務として、これまでの経緯も考えて、業務に当たる以外はないと考える。			
全体 2	全史料協業務への嘱託職員の従事の有無	有り	無し	無し	無し	有り	無し	
①	1 a 役員等引受機関（人・時／年）	441				64		505
	b 一般機関会員（人・時／年）	72						72
	2 委員会経費での嘱託職員人件費の支出	総額 0 業務内容 支出無し						
②	嘱託職員従事に係る意見、要望等	全体 1 の②に同じ		現状では、基本的に、自館業務以外を嘱託職員にお願いすることはできない。			兵庫県の場合、嘱託職員の雇用については、予算策定時にその必要性を厳しく審査され、必要最小限の人数を雇用しているため、本来の事務分掌外である全史料協事務を行うことは不適当と考える。	
全体 3	全史料協業務へのアルバイト職員の従事の有無	無し	無し	無し	無し	無し	無し	
①	1 a 役員等引受機関（人・時／年）							0
	b 一般機関会員（人・時／年）							0
	2 委員会経費でのアルバイト職員人件費の支出	総額 業務内容						

(次頁へ続く)

番号	設問内容	回 答						備考
		総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
②	アルバイト職員従事に係る意見、要望等	全史料協用務は公的 用務と理解されており、 アルバイト職員が当該用務に携わること はやむを得ない。この点、事実上人件費は 所属機関が負担していることとなり、 全史料協の支出となっていないがやむを得ない。 なお、全史料協用務のみでアルバイトを雇用し、 所属機関が人件費を負担することは理解を得ることは困難である。 仮にアルバイトを雇用しなければ全史料協用務を遂行することができない状況であれば、 そもそも委員会業務が過大となっていると判断される。その場合は、業務内容を見直し、 縮小を図るべきである(アルバイトの雇用が必要なほど業務を拡大させる必要はない。)		特別にアルバイト職員を雇うことは、現予算ではとても難しい。	全史料協の事務を担当できる職員の余裕がないので、郵便発送事務や刊行物の管理などでアルバイトを雇用できる資金があると助かる。		嘱託員に同じ	

(3) 業務面 職専免の手続きについて

番号	設問内容	回 答						備考
		総務委員会	大会企画委員会	研修・研究委員会	編集・出版委員会	専門職問題委員会	資料保存委員会	
全体	全史料協用務の際の職専免手続きの有無	無し(一部有り)	有り	無し	無し	無し	無し	
①	1 職専免手続きの対象者と用務内容	対象者 機関所属の職員 用務内容 全史料協用務で国際セミナーに参加したときのみ、職専免の手続きを行っている。	委員長及び事務局委員 大会企画委員会事務を行う場合					
	2 職専免手続きを行う理由・根拠		大会企画委員会事務が本来業務となっていない。					
	3 職専免で出張した際の旅費の負担者	国際セミナー参加のための旅費の半額を全史料協が負担し、残りの半額を自前で負担した。	大会企画委員会予算から支出					
②	職専免手続きを行わない理由・根拠	全史料協用務は公務であることから、職専免特恵の免除は不要と考える(業務として認められている)		館業務の一環としてみているから。根拠は特になし。	当館では、全史料協の用務について、他機関との連携活動の一環として位置づけている。	全史料協の業務が、文書館業務と直接的に深く関わっており、主体的に参加することが文書館業務として評価できる。	県の文書課業務の一環として「全史料協」に参加し、委員会事務を行っているため。	
③	職専免手続きに係る意見、要望等	特になし		全史料協は、全国の関連組織・関係者との重要な情報交換の場であり、今後も公文書館業務研究の充実にはさらに重要性を増す団体である。機関会員は自館事務に次ぐ業務として、これまでの経緯も考えて、業務に当たる以外はないと考える。				

8 委員会業務調査結果一覧（委員会向け）自由意見編

（予算面）

項目	委員会	整理番号	項目	事項	備考
(1) 予算面	総務	予算 1	国際交流費について	ICA 円卓会議、ICA / SPA 及び EASTICA については、全史料協がメンバーであることから、これらへの参加のための旅費が計上されているが、今後は積極的にこうした団体の中での活動を展開していくために、費用積み立てなども考えていく必要がある。また、大会に当たり近隣諸国の関係団体からの参加を求めるような企画に充当できる国際交流費の計上を考えられるようになってほしい。	
	大会企画	—		なし	
	研修研究	予算 2	大会研修会講師に対する謝金の支出について	大会研修会の講師に対しては旅費実費及び当日のお弁当の支出のみで、謝金の支払い・懇親会費の支出をしていないため、会の外部から講師を招くときに今のままでよいのかを検討していただきたい。	
		予算 3	大会研修会会場費について	大会研修会の会場費については、前年度にはほぼ会場が決まっているはずである。予算編成前に会場費の見積もりがあればおおよその見当を付けることができありがたい。	
	編集出版	—		なし	
	専門問題	予算 4		旅費については、全史料協で負担してもらえると助かる	
	資料保存	予算 5	委員会取りまとめ意見	委員会運営に必要な出張旅費は原則として委員会経費より全額支給すべきである。（事実上困難であることは承知しているが、現状が委員の自己負担によって成り立っているという問題を明確にするため、敢えて原則論を記載する。）	
		予算 6	予算の流用	委員会内の費目別の予算流用はさける。	

（人員面）

項目	委員会	整理番号	項目	事項	備考
(2) 人員面	総務			なし	
	大会企画			なし	
	研修研究			なし	
	編集出版	人員 1	委員会委員の選出について	職員の研修にもなるので、機関会員がもっと積極的に各委員会の委員を出すなど、確実かつ機能的な方法や申し合わせを望む。	
	専門問題	人員 2	ローテーションについて	ローテーション法を採用したことで全国に委員会活動が広がったというプラス面の事実を考慮し、今後も継続してほしい。	
	資料保存			なし	

（業務面）

項目	委員会	整理番号	項目	事項	備考
(3) 業務面	総務			なし	
	大会企画			なし	
	研修研究			なし	
	編集出版			なし	
	専門問題	業務 1	役員会の開催回数について	業務量の面から、役員会の回数を減らすことを検討してはどうか。（たとえば総会の直前に 1 回、年度末に 1 回など）	
		業務 2	国への要望について	専門職制度をはじめとして、アーカイブズに関わる各種要望・要請について、全史料協として今後もよりいっそう国への働きかけを行っていくことが望ましいのではないかと。	
	資料保存	業務 3	委員会取りまとめ意見	職専免の制度が機関会員にはあるが、個人会員にはない。個人が休暇を取得して委員会に参加する場合の不利益についても問題点として把握すべきである。	

(業務面)

項目	委員会	整理番号	項目	事項	備考
(4)その他	総務	他1	見直し、スリム化の考え方	委員会事務の見直し、スリム化をはかる最も重要な点は、事業の厳選にあり、事務局を担当する組織が従前のような体制にないことから、避けて通ることはできない点である。	
		他2	全史料協の公的位置づけの再整理	全史料協は、設立当初から公的連絡協議組織として整理されている。再度、その位置づけを認識しなおし、会員内で共有化を図るべきである。	
		他3	専門職問題委員会の改組	全史料協として、専門職問題をどのように考え、課題の解決にむけて取り組んでいくのかをはっきりさせ、この委員会の取り組むべき事を明らかにしたうえで、委員会のありかたを問う必要がある。	
		他4	全史料協のありかた	都道府県の館長が大半を占める役員会が、市町村関係機関や個人会員の声をどれだけ反映できるか、疑問を感じています。役員構成を必要最小限にして、全史料協が目ざすものを、日々考え協議していくことが求められています。	
		他5	機関会員の会費のありかた	都道府県と市の機関会員の会費額を教えてください。都道府県が安すぎます(市が高すぎます)。住民が納得するような金額になれば幸いです。会費がかえられないのなら、それに見合った役員構成にしてください。	
		他6	委員会業務のスリム化	全委員が一堂に会して開催される委員会の回数減についての検討(情報交換や委員の意向確認が主たる目的の場合、あえて集まる必要がないのではないかと考えます。)	
	大会企画	他7	事業の縮減	会員ニーズの少ない調査・研究や研修会・講演会を縮小・廃止し、全史料協の現行事業の縮減を図る。具体的には、初めに会員の参加が一定数以下の研修会・講演会等の廃止を検討し、必要があれば、会則第3条の目的を達成するための事業の見直しを考える。	
	研修研究	他8	研修・研究に関する業務の一本化	現在特別委員会的に、資料保存委員会・専門職問題委員会などがあるが、研修・研究に関しては一本化して、他委員会との連携を密にして、研修会・研究会などの全史料協主催事業を効果的に行う必要があるのではないかと考える。	
		他9	研究事業に関すること	研究事業に関しては、事務局を中心に行うのではなく、研究を行う団体・個人に研究助成を行ってはどうかと考える。研修・研究委員会を窓口にして、理事会で助成対象を決定してはどうだろうか。	
	編集出版	他10	研修会の開催について	複数の委員会で同様の趣旨の研修会が企画・運営されているが、調整と一本化が望ましい。	
		他11	編集・出版活動について	複数の委員会で多数の刊行物を発行しているが、委員会担当館が持ち回りということもあって、全貌が分からない。会の財産である刊行物の在庫管理も十分ではない。また、会報等における原稿依頼は、大会企画委員会等が人選しても原稿依頼には関与しないので、機能的ではない。	
	専門問題	他12	法人化について	全史料協の社団法人化を目指していくべきではないか。	
		他13	地域部会のみへの入会について	市町村機関会員は親会に入会しないと地域部会に入会できないが、これは負担も大きくせめて地域部会だけでも入会できるよう規約変更できないか。	
		他14	研修テーマについて	全史料協の中で初任者及び管理職、現職職員などに対して指定管理者制度などについての研修を行う必要があるのではないかと考える。	
	資料保存	他15	構造改革について	組織の見直しを検討するのであれば、既存の委員会が担当するのではなく、「構造改革委員会」のような期限付きのプロジェクトチーム的な組織が必要ではないか。	
		他16	課題への取り組み方について	館長会議などの他の交流の機会がある県立文書館と違い、会報と全国大会以外に横の繋がりが少ない他の機関会員や個人会員にどう伝えるか、また現在機関会員がない県を今後どう取り込むかは、火急の課題である。業務の見直しも必要であるが、そういう課題への取り組みがなければ協議会の活性化につながらないのではないかと考える。	
		他17	役員会のスリム化	役員が多すぎるので、各委員長と部会長、個人会員でよい。	
		他18	役員会の役割	役員会のすべきことは何かを明確にしてほしい。本来役員会で決めるべきことの多くが、総務委員会やほかの委員会に丸投げされている感じがする。	
		他19	専門職委員会の存続の有無と業務の見直し	これまでの業務と成果をふまえて、これから3～5年にかけて、どのような課題をどのように解決していくのかを明確にしたうえで、委員会を立て直してほしい。委員はアーカイブズ学会役員との重複が多いのでは？	
		他20	研究・研修委員会の存続と見直し	資料保存委員会でも研究と研修をしており、専門職委員会でもしている。全国大会の研修の実施だけなら大会企画委員会と役員会でできてもいいのでは？	

〔平成18年度 総務委員会名簿〕

委員会職名	氏 名	所 属 名
委員長	伊藤 克博	愛知県公文書館
副委員長	小川千代子	国際資料研究所
委 員	小松 芳郎	松本市文書館
委 員	仁坂 洋員	和歌山県立文書館
委 員	秋 池 武	群馬県立文書館
委 員	藤平 幹夫	富山県公文書館
委 員	榊原 正城	名古屋市市政資料館
事務局	原 邦 夫	愛知県公文書館
事務局	柴山 政明	愛知県公文書館
事務局	清水 里佳	愛知県公文書館
事務局	家田 実佳	愛知県公文書館

〔平成19年度 総務委員会名簿〕

委員会職名	氏 名	所 属 名
委員長	石本 俊憲	広島県立文書館
副委員長	小川千代子	国際資料研究所
委員	小松 芳郎	松本市文書館
委員	伊藤 克博	愛知県公文書館
委員	山崎 一郎	山口県文書館
委員	中村 眞哉	広島市公文書館
委員	安藤 福平	広島県立文書館
事務局	長 澤 洋	広島県立文書館
事務局	西 村 晃	広島県立文書館
事務局	数野 文明	広島県立文書館
事務局	西向 宏介	広島県立文書館
事務局	長 森 修	広島県立文書館
事務局	森 脇 功	広島県立文書館